

市民の声

令和7年度 広聴年報

さいたま市 市長公室 秘書広報部
(広聴課)

目 次

1	概要	1
(1)	広聴の体系	1
2	広聴事業一覧	2
3	個別広聴	4
(1)	わたしの提案	4
(2)	陳情・要望等	31
4	集団広聴	32
(1)	タウンミーティング	32
5	調査広聴	35
(1)	市民意識調査（郵送法）	35
(2)	インターネット市民意識調査	41
(3)	デジタル意見ひろば（市民参加型意見共有デジタルプラットフォーム）	44
6	住民相談	46
(1)	令和7年度実施状況	46
7	パブリック・コメント	47
(1)	年度別実績	47
(2)	令和7年度実績	47
(3)	パブリック・コメント制度の流れ	50
8	コールセンター	51
(1)	受付件数	51
(2)	令和7年度サービス指標	54

(3) 令和7年度利用者満足度調査結果	55
9 市民の声モニター	56
(1) 市民の声モニターのイメージ	56
(2) 登録者数	56
(3) 令和7年度案内実績	56
10 子ども・若者の提案	57
(1) 令和7年度子ども・若者の提案制度 募集テーマ	57
(2) 主な提案概要	58
参考資料	
○ さいたま市長への提案制度要綱	61
○ 市長への提案制度「わたしの提案」処理要領	68
○ さいたま市市民の声取扱要綱	71
○ さいたま市タウンミーティング運営要領	76
○ さいたま市市民参加型意見共有デジタルプラットフォーム事業実施要領	78
○ さいたま市パブリック・コメント制度要綱	80
○ 市民の声モニター制度要綱	84
○ 子ども・若者の提案制度要綱	89

注) 本書における比率は小数第2位を四捨五入して算出していますので、比率の合計が100.0%にならないことがあります。

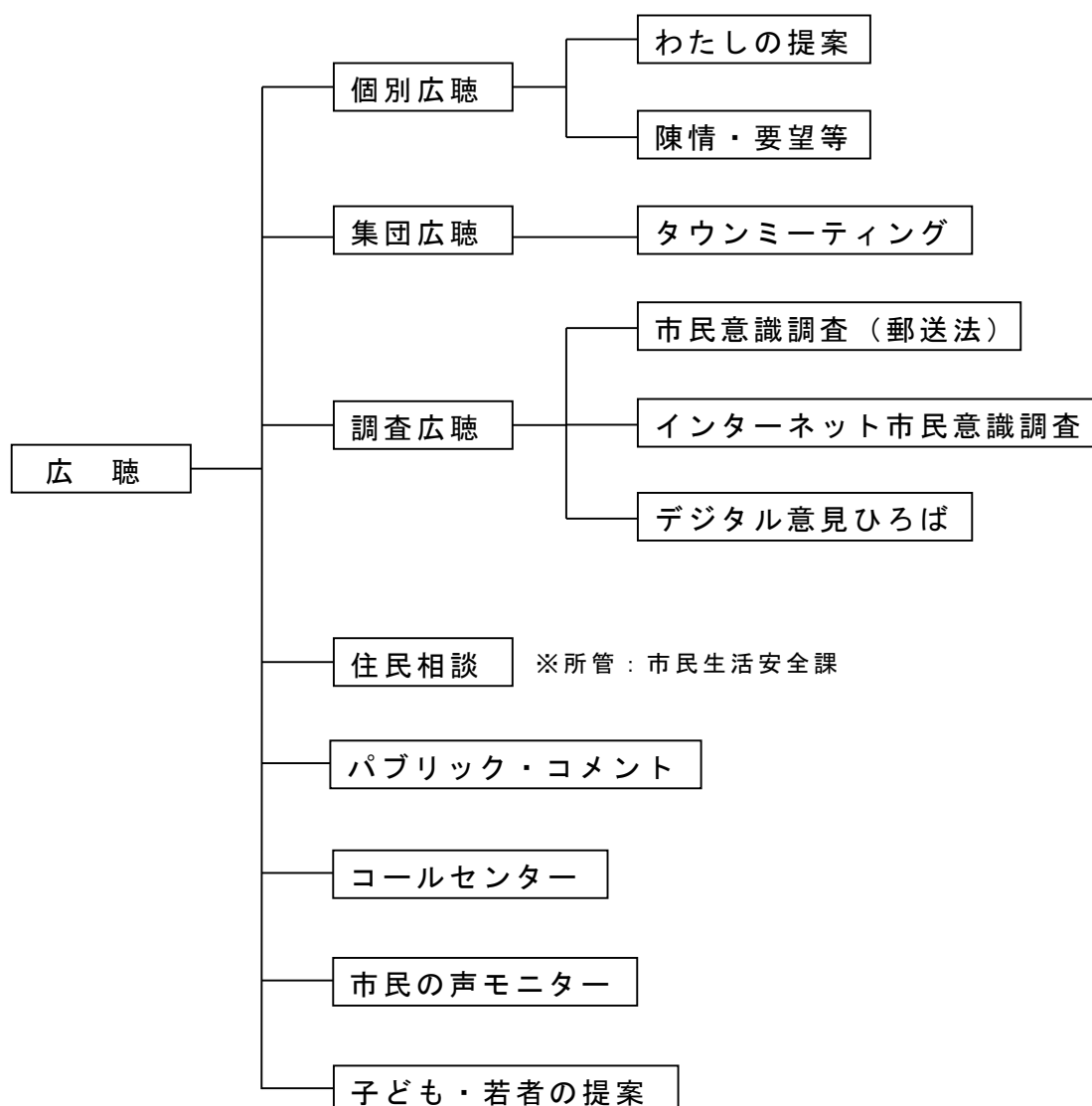
1 概要

本市は、「市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市」を目指して、広く市民の声を聴き、市政への反映を図るために、わたしの提案、タウンミーティング、市民意識調査、パブリック・コメントなど各種広聴事業を行っています。

平成 25 年 4 月からは、様々な手段で寄せられた市民の声を一元的に集約し、市政運営に反映することを目的として、「市民の声データベースシステム」を運用しています。

また、令和 7 年度からは、市が設定したテーマについて、時間や場所の制約を受けず、気軽に意見やアイデアを投稿し、市民と市が意見を共有できるウェブ上のツール「デジタル意見ひろば」を運用しています。

(1) 広聴の体系



2 広聴事業一覧

事業名	内 容
わたしの提案	市民から市政に対する建設的な提案を寄せていただき、市政運営への反映と、市民参加意識の促進を図ることを目的として、市長への提案制度「わたしの提案」を実施しています。 市役所・区役所、その他公共施設、市内各駅等、290か所（令和7年度末現在）に設置した専用封筒や、FAX、「市民の声Web」により提案を受け付けています。 受け付けた提案は担当する部課において対応し、市長が提案内容と対応結果を確認します。 また、原則として、寄せられた提案の受付から回答までの進捗状況、及び提案の概要と回答を市ホームページ上で公表しています。
陳情・要望等	市政に関する意見、要望等について、各団体等から文書により陳情書や要望書として、各所管に提出されたものです。 受付から回答までの進捗状況と、その内容について、市ホームページ上で公表しています。
タウンミーティング	市民と市の信頼関係の構築と、市民の声の市政への反映を目的として、市民と市長が直接対話をする「タウンミーティング」を、全10区に加え、オンラインでの開催もしています。
市民意識調査（郵送法）	市政全般にわたる市民の満足度や要望を把握する手法として、無作為に抽出した市内在住者5,000人及び市内在勤者2,000人を対象にアンケート調査を毎年実施し、結果は施策の立案、実施等のための基礎資料として活用しています。
インターネット市民意識調査	迅速に市民意識を把握することにより、重要施策や緊急課題に市民意識を反映させることを目的に、市内在住者1,000人を対象に、インターネット市民意識調査を実施しています。

事業名	内 容
デジタル意見ひろば (市民参加型意見共有 デジタルプラットフォーム事業)	市が設定したテーマについて、市民が時間や場所を問わず意見を投稿でき、市民と市が意見を共有できるウェブ上のツールです。投稿された意見は、施策の検討や実施に反映・活用しています。
住民相談 ※所管：市民生活安全課	市民の種々の困りごとなどに対して、各種の相談窓口を設けるなど個々のケースに即した適切なアドバイスや回答に努め、市民生活の安定に寄与しています。
パブリック・コメント	市の基本的な政策等の策定にあたり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、その公表した情報に関して提出された市民の意見及び意見に対する市の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる制度として実施しています。
コールセンター	市の行政サービスや手続、施設案内やイベント情報など様々な問合せを、電話、電子メール、FAXで受け付けています。 受付時間については、電話は午前8時から午後9時まで、電子メール、FAXは24時間、いずれも年中無休です。 また、市民から問合せが多い質問とその回答を、市ホームページ上で「さいたま市よくある質問」として公開しています。
市民の声モニター	市民意識調査の対象者5,000人を含め、広く市民からモニターを募集し、ご登録いただいた方に、タウンミーティング、審議会、委員会、シンポジウム、ワークショップ、講演会、講座及びパブリック・コメントなどへ参加していただき、市に意見を寄せていただく制度です。 無作為抽出の手法を取り入れ、多くの潜在的な市民の意向を把握して事業に生かすため、平成27年度から実施しています。
子ども・若者の提案	未来を担う子ども・若者からの提案を市政に反映するため、市のまちづくりに関する提案を聴く機会として平成28年度から実施しています。

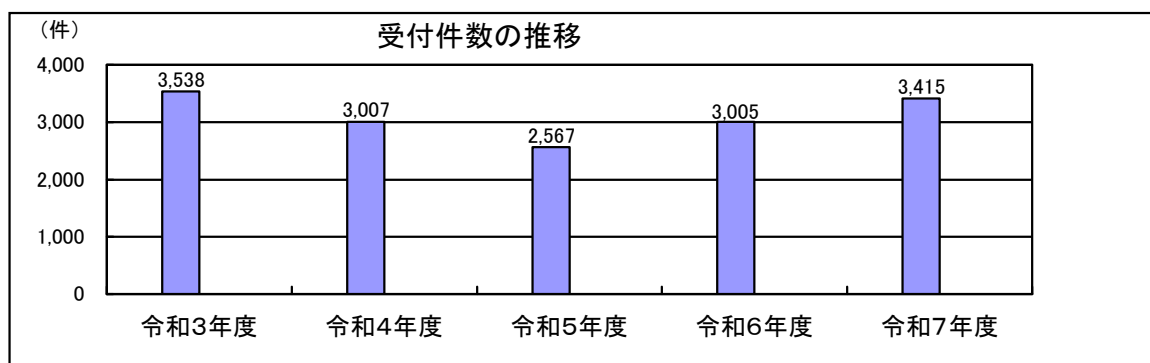
3 個別広聴

(1) わたしの提案

① 受付件数（提出通数）

令和7年度の受付件数は3,415件で、前年度に比べ410件（13.6%）増加しています。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受付件数	3,538	3,007	2,567	3,005	3,415

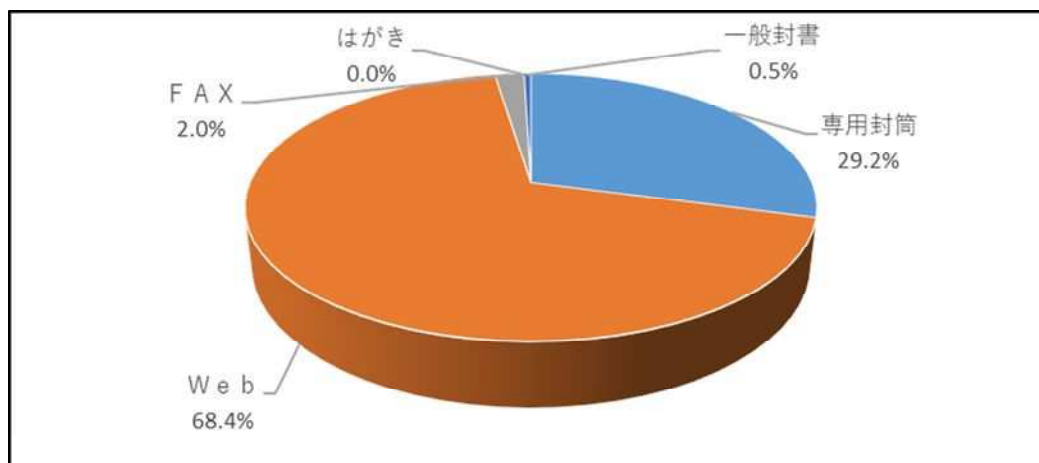


② 提出手段別受付件数

令和7年度の提出手段別受付件数は、Web（市ホームページ専用フォームからの投稿）が2,336件（68.4%）と最も多く、次いで専用封筒が996件（29.2%）となっています。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
専用封筒	930	965	890	923	996
W e b	2,493	1,932	1,495	1,968	2,336
F A X	48	82	122	80	67
はがき	1	0	1	1	0
一般封書	66	28	59	33	16
合 計	3,538	3,007	2,567	3,005	3,415

令和7年度 提出手段別受付件数の割合

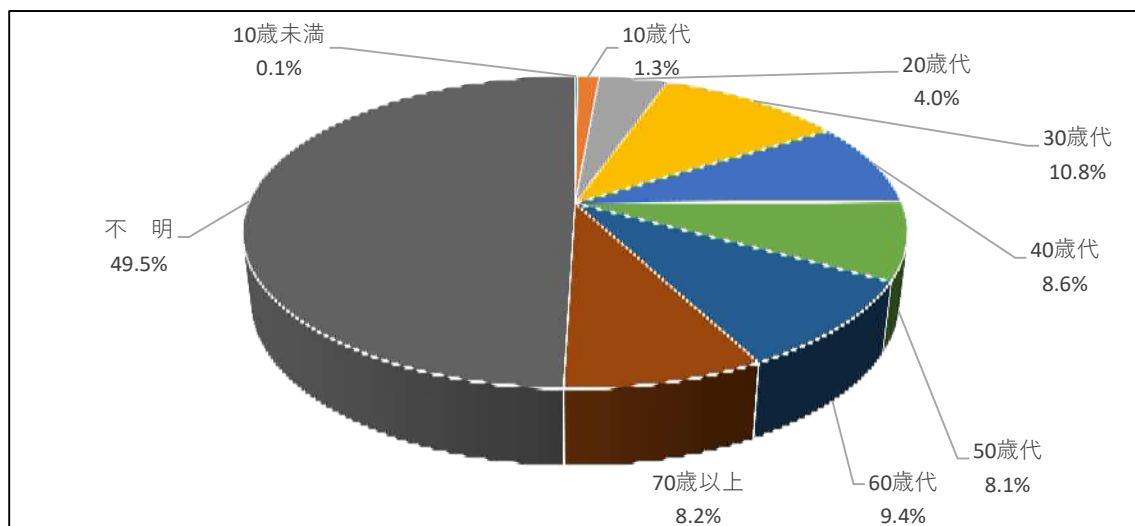


③ 年代別受付件数

令和7年度の年代別受付件数では、30歳代が368件（10.8%）と最も多く、次いで60歳代が320件（9.4%）となっています。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10歳未満	3	0	7	1	5
10歳代	28	33	34	48	43
20歳代	86	79	64	99	136
30歳代	246	229	197	313	368
40歳代	383	280	203	294	295
50歳代	291	199	219	238	275
60歳代	222	166	214	228	320
70歳以上	252	190	208	233	281
不 明	2,027	1,831	1,421	1,551	1,692
合 計	3,538	3,007	2,567	3,005	3,415

令和7年度 年代別受付件数の割合

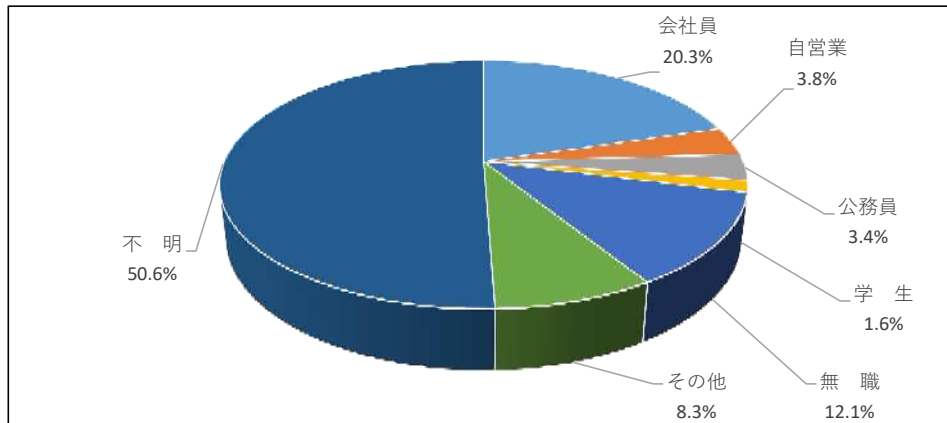


④ 職種別受付件数

令和7年度の職種別受付件数は、会社員が692件（20.3%）、無職が414件（12.1%）の順に多くなっています。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会社員	525	450	424	538	692
自営業	142	118	112	147	129
公務員	67	55	54	51	115
学 生	56	42	47	57	53
無 職	410	304	326	341	414
その他	426	308	265	309	285
不 明	1,912	1,730	1,339	1,562	1,727
合 計	3,538	3,007	2,567	3,005	3,415

令和 7 年度 職種別受付件数の割合

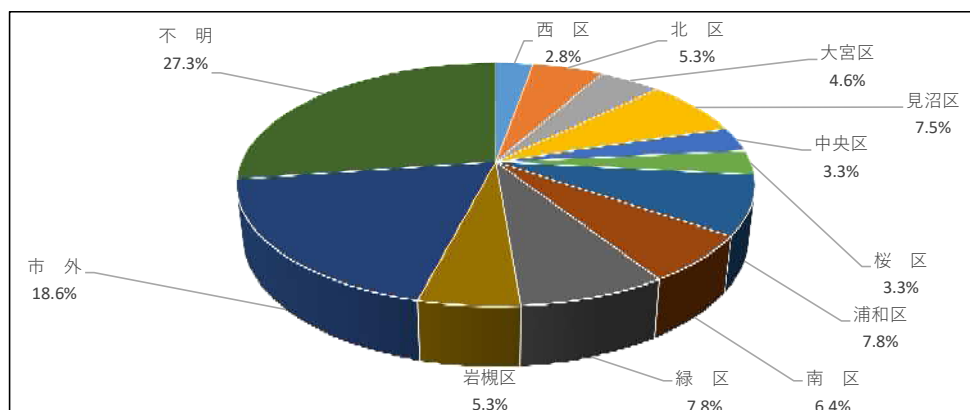


⑤ 居住区別受付件数

令和 7 年度の居住区別受付件数は、浦和区と緑区が267件（7.8%）と最も多く、続いて見沼区が256件（7.5%）の順となっています。

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
西 区	152	86	80	64	95
北 区	147	118	166	143	180
大宮区	127	94	117	134	158
見沼区	202	232	212	174	256
中央区	135	139	124	117	113
桜 区	96	112	101	96	111
浦和区	250	203	176	179	267
南 区	216	147	203	156	217
緑 区	203	212	186	217	267
岩槻区	242	216	257	164	182
市 外	117	96	207	575	636
不 明	1, 651	1, 352	738	986	933
合 計	3, 538	3, 007	2, 567	3, 005	3, 415

令和 7 年度 居住区別受付件数の割合



⑥ 分野分類別項目件数

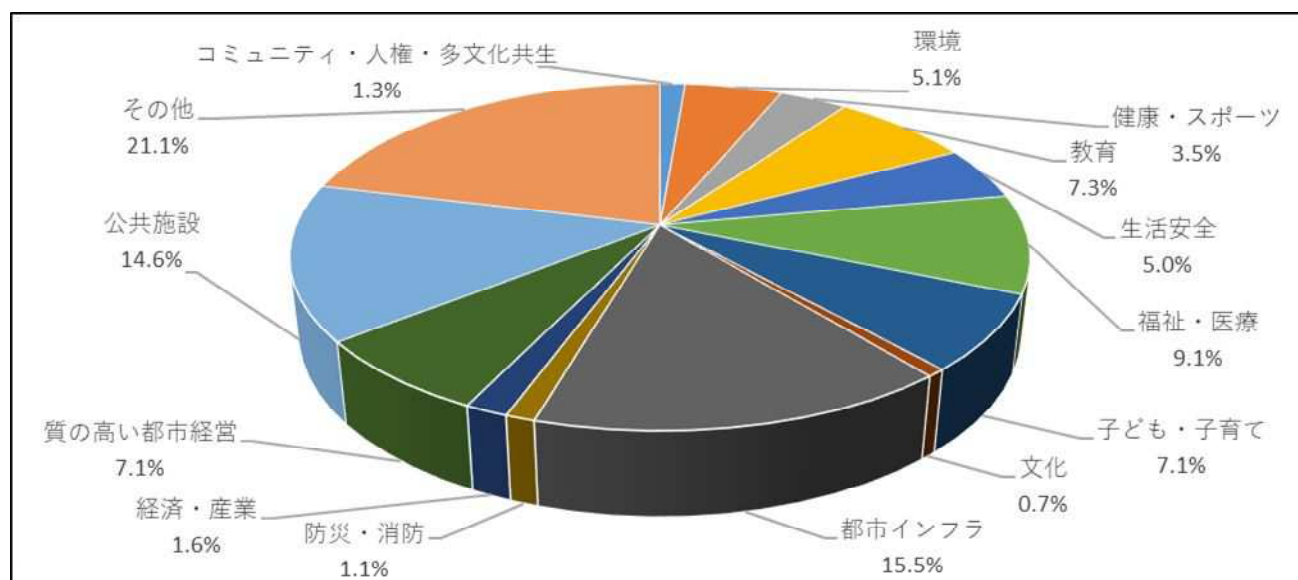
令和7年度は、3,415件の「わたしの提案」が寄せられ、4,122項目の提案がありました。

この4,122項目の提案を分野分類別にみると、「公共交通・道路」が452件（11.0%）と最も多く、続いて「戸籍・住民票・税金・保険・年金」が256件（6.2%）、「学校教育」が243件（5.9%）の順となっています。

	分野	分類	合計	割合 (合計/項目合計)
1	コミュニティ ・ 人権 ・ 多文化共生	地域活動	18	0.4%
		人権尊重	7	0.2%
		多文化共生等	16	0.4%
		その他	13	0.3%
2	環境	地球温暖化対策	9	0.2%
		ごみ処理	77	1.9%
		生活環境・自然環境	58	1.4%
		その他	65	1.6%
3	健康 ・ スポーツ	健康づくり	21	0.5%
		スポーツ	66	1.6%
		その他	59	1.4%
4	教育	学校教育	243	5.9%
		生涯学習	25	0.6%
		その他	31	0.8%
5	生活安全	事故・防犯	144	3.5%
		消費者	4	0.1%
		生活衛生・食品	27	0.7%
		その他	30	0.7%
6	福祉 ・ 医療	高齢者福祉	90	2.2%
		障害者福祉	109	2.6%
		地域医療	32	0.8%
		その他	145	3.5%
7	子ども ・ 子育て	子育て支援	92	2.2%
		青少年	57	1.4%
		その他	143	3.5%
8	文化	文化芸術・歴史	23	0.6%
		その他	6	0.1%
9	都市インフラ	都市基盤・広域交通網	41	1.0%
		都市景観	13	0.3%
		公共交通・道路	452	11.0%
		上下水道	39	0.9%
		その他	95	2.3%

	分野	分類	合計	割合 (合計/項目合計)
10	防災 ・ 消防	防災・治水	24	0.6%
		消防・救急	6	0.1%
		その他	15	0.4%
11	経済 ・ 産業	産業	8	0.2%
		観光	22	0.5%
		農業	15	0.4%
		その他	21	0.5%
12	質の高い 都市経営	広報・広聴機能	33	0.8%
		ICT	17	0.4%
		シティセールス	11	0.3%
		健全財政	15	0.4%
		その他	215	5.2%
13	公共施設	公園	182	4.4%
		スポーツ施設	11	0.3%
		図書館	53	1.3%
		公民館	182	4.4%
		コミュニティ施設	26	0.6%
		文化施設	41	1.0%
		市・区庁舎	47	1.1%
		その他	58	1.4%
14	その他	職員対応	98	2.4%
		職員給与・職員数・採用	29	0.7%
		戸籍・住民票・税金・保険・年金	256	6.2%
		議会・議員	13	0.3%
		選挙	43	1.0%
		お礼	5	0.1%
		その他	426	10.3%
項 目 合 計			4,122	100%

令和7年度 分野分類別項目件数の割合



⑦ 市政への反映状況

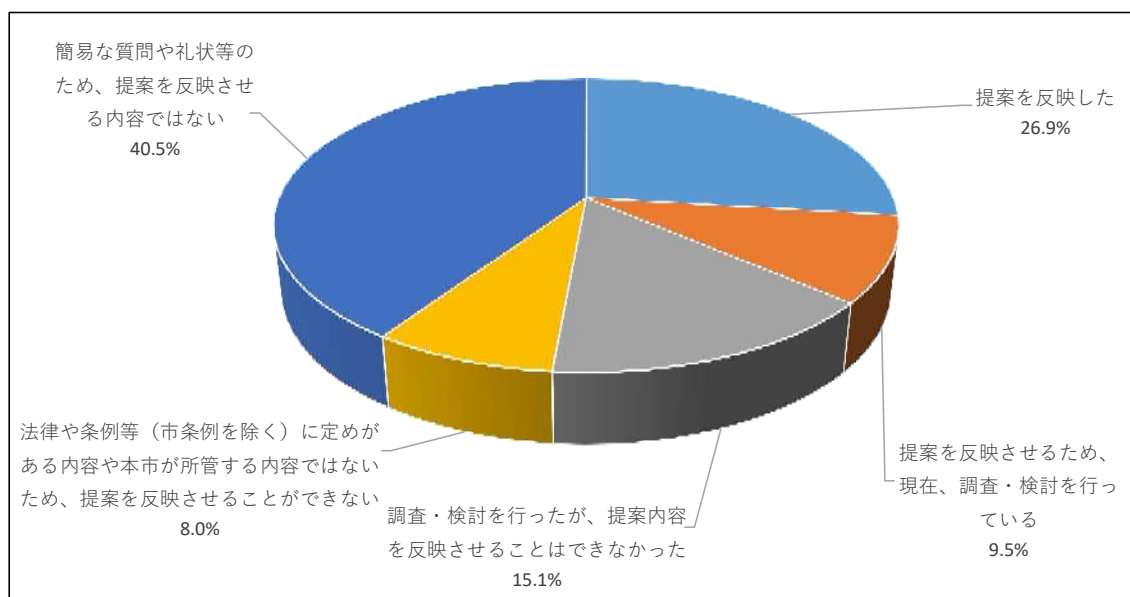
令和7年度に寄せられた「わたしの提案」3,415件の中には、4,122項目の提案がありました。

この4,122項目の提案のうち、1,109件（26.9%）について、提案の一部または全部を市政に反映しました。

（令和8年7月1日現在）

内 容	令和7年度	
	項目件数	割 合
提案を反映した	1,109	26.9%
提案を反映させるため、現在、調査・検討を行っている	390	9.5%
調査・検討を行ったが、提案内容を反映させることはできなかった	621	15.1%
法律や条例等（市条例を除く）に定めがある内容や本市が所管する内容ではないため、提案を反映させることができない	331	8.0%
簡易な質問や礼状等のため、提案を反映させる内容ではない	1,671	40.5%
合 計	4,122	100%

令和7年度 市政への反映状況の割合



⑧ 主な反映事例

・ 市長公室

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「わたしの提案」投稿用封筒について	市の施設で「わたしの提案」投稿用封筒を見つけました。直接市長に声が届くなら、スーパーマーケットや郵便局等多くの場所に置いていただき、より多くの市民の声を聞いてください。	「わたしの提案」投稿用封筒は、市役所、区役所、公民館、図書館等市の施設のほか、市内各駅、主要郵便局、大学等にも設置しており、設置箇所は令和7年度末時点で計290か所あります。 また、ウェブによる投稿も可能となっております。引き続き、多くのご意見を寄せていただけるよう取り組んでまいります。

・ 都市戦略本部

タイトル	提案要旨	反映状況内容
さいたま市のデジタル化の現状について	市が進めているデジタル化ですが、若い人にとっては便利かもしれませんが、高齢者にとっては利用することが難しい場合もあるので、アナログでの手続きも残してほしいです。	デジタル機器に不慣れな方がいることも十分に認識しており、従来の窓口手続きも引き続きご利用いただけるよう進めております。従来の窓口手続きにつきましては、窓口での負担軽減のため、「書かない窓口」を導入し、手書きの記入をなくすことで、待ち時間の短縮や手続きの簡素化を進めております。 この取組は令和7年度中に全区役所で導入しております。

・総務局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
井戸協力登録制度の導入について	さいたま市に「井戸協力登録制度」が必要ではないでしょうか。 現在、さいたま市では給水場所が111か所ありますが、十分な数ではないと感じます。地震や道路陥没のような水道管の破損は、突然起きるため、地域の中で共有できる井戸がもっと必要だと思います。	本市では、防災対策用指定井戸があります。これは、災害時において地域住民に生活用水を提供するため、自治会を基礎として結成する自主防災組織が井戸の所有者から承諾を得て指定した井戸のことです。令和8年4月1日時点で562件あり、災害時には、地域の住民が生活用水として活用できるものとなっております。引き続き、防災対策用指定井戸の維持に取り組んでまいります。

・財政局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
税金の使いみちについて	税金がどのようなことに使われているのかを分かりやすくホームページ等に載せていただき、子どもの教育等にも使ってほしいです。	本市では毎年「市税のしおり」という冊子を作成のうえ市ホームページに掲載し、市税の種類やその使いみち等をご案内しているところです。特にその中の「市税1万円の使いみち」の項目をぜひご覧ください。
公用車の運転について	公用車が、住宅街の狭い道ですれ違う時に道を譲らず、減速しないので、とても危険です。市民が安心して暮らせるように、公用車は模範となるような運転をしてください。	職員向け電子掲示板で注意喚起を行い、公用車における運転関連法令の遵守及び運転マナーについて、職員に対し改めて周知しました。

・ 市民局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
西部文化センターの設備等について	西部文化センターの1階ロビーには机がなく椅子のみしかありません。机を設置し、ノートの使用やパソコン作業等ができる環境にしてほしいです。 また、冷水機を使用できるようにしてください。	西部文化センター1階ロビーにつきましては、市民の皆様がご利用しやすいよう、テーブルも使用できる配置に変更いたしました。 また、故障していた冷水機につきましては、令和8年2月に新しい冷水機を購入し、設置いたしました。
防犯パトロールについて	朝方や夜の暗い時間帯は危ないので、パトロールを警察の方をお願いしたいです。	防犯パトロールにつきましては、警察にて日常業務として実施のほか、地域の自治会の方々等に随時実施していただいております。加えて、こうした見回りの人手には限界もありますので、日頃の自主防犯活動の補完として、自治会が設置する「地域防犯カメラ」への助成も行っております。 今後も警察等関係機関と緊密に連携しながら、犯罪のない安心して暮らせる安全な社会の実現を目指し、防犯のまちづくりを継続して推進してまいります。

・ スポーツ文化局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
旧市民会館おおみや駐車場でのボール遊びについて	旧市民会館おおみやの駐車場で、ボール遊びをする人が多数います。ボール遊びができないように対策をしてほしいです。	旧市民会館おおみやの駐車場は、関係者以外立ち入り禁止のため、張り紙にて立ち入り禁止を周知させていただきます。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
プラザノースの 遊戯室のおも ちゃについて	プラザノースの遊戯室のおもちゃがかなり劣化していて、ほとんど遊ぶことができません。利用を始めた4年前から1度も交換やメンテナンスがされていないのがとても残念です。	プラザノースの附属設備・備品の購入については、今回のご提案をはじめ、利用者の皆様からのご意見・ご要望を参考とさせていただきつつ、施設運営に必要な機能を損なうおそれのあるものから優先して購入品の選定を行っております。遊戯室のおもちゃについてはご指摘のとおり一部経年劣化が見受けられ、入れ替えが必要であることから、新規購入にて対応してまいります。
北区役所の思い やり駐車場につ いて	北区役所の思いやり駐車場について、区役所に入るための入口までに急な坂があり、身体が不自由な方が、杖をついて利用するには危ないと思います。 また、「思いやり駐車場」があるという案内をもう少しアピールしてほしいです。	北区役所の駐車場は、施設の入口に近い位置に障害者用駐車場を6台分設けており、思いやり駐車場については同様に施設の入口に近い位置に駐車場所を確保することが困難なことから、一般駐車場に駐車場所を確保しております。 また、思いやり駐車場の位置については、極力入口に近いこと及び車椅子の方の利用を想定し、スロープが隣接していることを考慮して現在の位置としております。なお、スロープの歩行が困難な方については、施設にて無料で車椅子の貸し出しを行っておりますのでご利用ください。 また、思いやり駐車場の案内につきましては、ご指摘のとおり分かりづらいものとなっていたため、思いやり駐車場後方に設置してある案内標示について、より確認しやすいように高い位置に案内標示を追加で設置し、あわせて、ホームページにおいても思いやり駐車場の案内を掲載いたしました。
盆栽四季の家の 自動販売機につ いて	盆栽四季の家にある自動販売機がなくなってしまったので、再度設置してほしいです。	盆栽四季の家の窓口で6月より清涼飲料水を販売しております。必要に応じてお買い求めいただきますようお願いいたします。

・保健衛生局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
性感染症検査について	より多くの市民が性感染症の検査を受けられるよう、夜間や土・日曜日の検査枠の拡充をご検討いただきたいです。加えて、結果の受け取りについても郵送やオンライン通知等柔軟な方法が選べるようにしてください。	本市保健所では、ＨＩＶ・梅毒・Ｂ型肝炎・Ｃ型肝炎の検査を通常は平日午前実施している他、平日夜間と日曜日にもそれぞれ年２回実施しております。 また、大宮駅前のＪＡＣＫ大宮において、委託にてＨＩＶ・梅毒即日検査を月１回、日曜日又は祝日に実施しておりますので、平日の受検が難しい場合、こちらの利用もご検討いただきますようお願いいたします。 なお、これらの検査は匿名で実施しておりますが、結果については受検者本人であるかの確認と、今後の感染予防のための保健指導を併せて行う必要があるため、対面でのお渡しとしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
与野駅東口公衆トイレの要望について	与野駅東口公衆トイレを綺麗にしてください。	与野駅東口公衆トイレについては１日１回の日常清掃と２か月に１回の定期清掃を実施しております。 また、定期的に点検を行い、必要に応じて修繕や部品の取替えを実施しております。

・福祉局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
寿楽荘のカラオケについて	寿楽荘のカラオケについて、歌いたい曲が入っていない場合があるので、カラオケ機械の更新の検討をお願いします。	寿楽荘のカラオケ設備について、令和7年度に更新をしました。
心身障害者医療費に係る精神障害者保健福祉手帳2級所持者への医療費の助成について	精神障害者保健福祉手帳2級の所持者に医療費を助成してください。	医療費の自己負担助成を行う心身障害者医療費支給制度については、埼玉県補助事業として実施しており、この度、県において、令和8年1月から精神障害者保健福祉手帳2級の所持者かつ自立支援医療（精神通院医療）の受給者に係る、自立支援医療（精神通院医療）の自己負担金額を新たな支給対象とする制度改正があり、本市においても開始したところです。

・子ども未来局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
子育て支援施設の充実について	大宮駅周辺に子どもと一緒に遊べる施設を増やしてほしいです。 また、子育て支援センターのおもちゃを少しでも増やし、壊れているものは直す等、充実させてほしいです。 なお、未就学児向けのイベントも増やしてほしいです。	単独型子育て支援センターのおもちゃやイベント内容については、運営委託先である各センターにおいて、企画、運営をしておりますので、この度のご意見については、各センターへ共有させていただきます。 また、本市では、単独型子育て支援センターをはじめ、保育所併設型子育て支援センターやのびのびルームにて、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として、90か所以上の地域子育て支援拠点を整備しております。 現在、大宮駅周辺には、「子育て支援センターおおみや」や「大宮南のびのびルーム」などの3歳未満のお子さんと保護者の方を対象とした施設がありますので、ぜひご利用ください。 本市公式の子育て応援サイト「さいたま子育てWEB」から、上記の施設に関する情報の閲覧や、様々な子育て関連施設を地図から検索することもできますので、ご覧ください。
多胎児妊婦への妊婦健康診査支援について	多胎児家庭への支援について、さいたま市独自の政策がないように思います。妊娠段階から、頻度の多い妊婦健診、単胎児とは比べられないほど、経済的な負担を強いられている状況です。	本市の妊婦健康診査は、多胎児を妊娠した妊婦が単胎妊娠の場合よりも頻回の受診が推奨されていることを鑑み、多胎を妊娠された方に対し、受診に伴う経済的負担軽減を行うため、1回あたり上限額5,000円、5回分の助成券の追加交付をしております。通常の妊婦健康診査が14回分の助成となっておりますが、不足した際には、追加分の助成券のご利用もご検討ください。

・環境局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
空き家情報の提供について	郵便事業者が、自治体向けに空き家情報を提供しています。空き家の持ち主が分からなくて困っている自治体が多く、郵便事業者は引っ越し情報から空き家の持ち主を特定する情報を自治体に提供しています。これを活用してはいかがでしょうか。	郵便事業者からの情報提供につきましては、一定の条件がありますが、本市でも所在が不明な空き家等の所有者探索方法として活用しているところです。手数料がかかるものの、令和8年度より対象となる空き家等が拡大されることから、今後も所在が不明な空き家等の所有者探索方法として活用してまいります。
衣類の交換会について	市内のイベントの際や衣替えの時期等で着なくなった服を持ちより交換会をしてほしいです。まだ着られるのに廃棄される衣類が減るのではないのでしょうか。	不要になったまだ着ることができる衣類につきまして、本市では資源物2類の収集日に「繊維」として分別してお出しいただけますとリユース・リサイクルを行っております。 また、リユース活動の促進及び環境負荷の少ない社会を実現するため、民間事業者と連携協定等を締結し、年に1回程度で衣類を含む不要品の回収イベントを本市主催で開催しております。こちらについても同様に回収した衣類はリユース・リサイクルを行っております。 ご提案いただきました衣類交換会につきましては、民間事業者との連携可否などを検討し、今後の市政推進の参考にさせていただきます。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
古紙類の出し方について	家庭ごみを出すにあたり、段ボールと段ボール以外の紙の見分け方を教えてください。 また、段ボールと段ボール以外の紙を間違えて一緒に縛って出してしまった場合、どのような問題があるか教えてください。 また、雑誌類（古本、雑誌、カタログ等）と雑がみを分けなければいけない理由を教えてください。一般家庭では一度に出す紙の量は少なく、種類ごとに分けて出すとひもで縛るほどの量にはならず、手間がかかるため、少量の紙の場合は燃えるごみとして出してもよいかどうか教えてください。	段ボールには波状の「中芯」と呼ばれる層が挟まれており、切り口にギザギザした層が見えます。それ以外の紙にはそのような層はありません。色が似ているものでも、断面にこの波状の層が確認できなければ段ボールではありません。 段ボール以外の雑紙等が混入すると再生段ボールの品質が低下し、リサイクルができず焼却処理となることもあるため、段ボールは必ず他の紙類と分けて排出していただく必要があります。 また、「雑誌類」と「雑がみ」を分けていただくのは、リサイクルされる製品や処理工程が異なるためです。これらを混ぜるとリサイクルの効率や品質に影響が生じます。 なお、紙の量が少ない場合には、燃えるごみとして出していただいて構いません。特に、汚れの付いた紙や細かくちぎれた紙、少量の雑がみ等は資源としての再利用が難しいため、燃えるごみで問題ありません。ただし、量がまとまった場合には資源として排出していただくことで、より多くの紙がリサイクルされ、資源の有効活用につながります。

・ 経済局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
市内の観光地エリア別の地図について	さいたま市の観光地やグルメについて記載された地図において、エリア別に記載されているものがほしいです。	本市では、市外から本市を訪れる観光客に、徒歩と公共交通機関を利用して回遊し、本市の魅力を知っていただきたいと思い、市内の観光資源を4時間ほどで巡るルートを8ルート策定しました。全8ルートを掲載したルートマップ「さいたま市内半日観光ルート『POP i n』」を作成し、各ルート周辺で立ち寄れるグルメやお土産を買えるお店等も紹介しております。 また、本市の見どころを多く掲載した観光ガイドブック「GOGO! SAITAMACITY」を作成しております。こちらも、大宮駅や浦和駅等の駅付近でお楽しみいただけるグルメを地図付きでご紹介しております。
銭湯（公衆浴場）について	昔ながらの銭湯を残す努力をしてほしいです。日本の伝統文化の1つですし、なくなって困る人もいます。	公衆浴場は市民の日常生活において保健衛生上必要なものであり、本市では、設備の設置及び改修の費用、衛生用品や衛生薬剤の購入等への補助を実施しております。
除草について	見沼区の畑で野菜をつくっていますが、この畑の南側に接する水路から「藪枯し」や「葛」のつるが入って来るので、除草してください。	当該地の南側水路については当課管理の水路のため、業者に依頼し、除草を行いました。

・都市局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
さいたま市営武蔵浦和南自転車駐車場の換気について	さいたま市営武蔵浦和南自転車駐車場は、施設内に冷房設備がないため、夏季は高温になります。2階は3つ窓がありますが、1つの窓のみ開放していて、換気が足りておらずサウナのような状況になります。夏季は全ての窓を開放していただきたいです。	現在、施設2階の窓開けについては、急な風雨被害の防止のため、窓の枚数が多いこと等の管理運営上の都合を踏まえて、長手方向両面（線路側、マンション側）の窓を一枚置きに開放し換気する運営をしております。 しかしながら、指定管理者と協議した結果、猛暑日等が頻発する夏季の一定期間において、試験的に2階の窓開けを増やす方向とさせていただきました。
公園内にカフェなどの施設を整備することについて	さいたま市には広くて素敵な公園がありますが、軽食をとれる場所やカフェ等がほしいです。公園内にパン屋等のお店ができた場所もありますが、同じように水平展開して魅力的な公園づくりを進めてほしいです。	現在、公民連携手法の1つであるPark-PFIを利用して、与野公園や三室中央公園では、公園内に飲食店を設置しております。 また、令和8年10月にさぎ山記念公園で売店及びBBQ場、令和9年4月に（仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園でカフェのオープンを予定しております。引き続き、市内公園において民間事業者と連携を図り、魅力ある公園づくりを行ってまいります。
西大宮駅南口のムクドリ被害について	西大宮駅南口駅前広場に、夕方になると大量のムクドリが飛んできて、大量の羽や糞尿が落ちる等の被害があります。羽の吸い込み、鳴き声による騒音、鳥特有の悪臭等健康被害を引き起こす心配がありますので早急な対処をお願いします。	西大宮駅南口駅前広場にムクドリが大量発生していることは、本市としても把握しており、植樹されているヤマザクラやトウカエデ等の枝葉や雑草が伸びると、ムクドリが集まる要因になっていると考えられるため、草刈りや通常より短めに枝の剪定をする等の対策を行っているところです。今後は、草刈り・剪定に加え、他に有効な対策がないか検討してまいります。

・建設局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
ブロック塀の安全確認について	塀が倒れてきそうな家があるので伝えていたきたいです。そこは、子どもが近くを歩いていることも多く、心配です。	現地の状況を確認し、ブロック塀所有者へ塀の安全確認と対策を講じるようお伝えしました。 また、ブロック塀の除却・建替えの費用助成に関する案内を行いました。
自転車通行帯上にある障害物について	緑区の市道Ｌ－717号線について、市道Ｌ－1113号線方向へ進む自転車通行帯上にまとまった土が置かれています。事故等防止のため、回収をお願いします。	自転車通行帯上の障害物につきまして、対象地の路面清掃をさせていただきました。

・西区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
マイナンバーカードの受付について	家族のマイナンバーカードの更新時期が来て、マイナンバーカード交付の案内文書が来ました。受付時間が16時30分までで、本人が窓口に行くことができないため、代理人が窓口に行く予定でしたが、通学等が理由では、代理人が手続きをする「やむを得ない事情」には当たらないと書かれていました。 また、土・日曜日来庁の予約はできませんでした。受付時間を17時まで延長するか、通学事情は代理人による手続きを可能にする「やむを得ない事情」に組み込むべきだと思います。	はじめに、「マイナンバーカード交付のご案内」の文書における「やむを得ない理由」につきましては、当該理由の主なものとして「病気、身体の障害、未就学児」を挙げさせていただいておりますが、小・中学生、高校生等の方でも、ご本人の来庁が事情により困難な場合は、代理の方による受け取りも可能としております。 ご案内の文書において、「やむを得ない理由」に「学業」といった理由が該当せず、通学する小学生等が対象にならないととらえられる文章となっている点につきましては、適切とは言えないため、記載内容を改め、より適切な説明となる文章に、修正いたしました。 なお、マイナンバーカード受け取りの最終の受付時間につきましては、交付の手续に必要な暗証番号の設定等、交付準備のための所要時間や来庁者対応の事務体制等の事情により、16時30分とさせていただいております。お忙しい中とは存じますが、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
西区役所の床について	西区役所の床がギシギシと音をたてているので、頑丈なものに修繕していただく等対応をしてください。	西区役所庁舎は中規模修繕工事を実施しております、修繕完了予定である令和10年1月以降はそのような事象は起こらないと存じます。修繕完了まではご不便、ご不快な思いをさせてしまうかもしれませんが、ご理解のほどお願いいたします。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
国勢調査の調査員について	国勢調査について、調査員の「調査員票」が見えなかったのが指摘したところ、「交代している」とのことでした。調査員は任命・委託制だと認識しています。個人情報やプライバシーについてきめ細かな対応が必要な時代なので、再度徹底と確認をお願いします。	調査員には調査員事務説明会の中で調査員証を首から提げて調査員業務にあたるよう指示しておりますが、それが十分見えない状態で訪問したようで申し訳ありませんでした。当該調査員に対して注意すると共に、今後同様の統計調査員事務説明会においてはより強く指示するように内容を改善します。

・ 北区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
道路の陥没について	北区「市民の森」北西側の、見沼代用水沿いの管理道路の1本東側の砂利道の多数の陥没を直していただくことは可能でしょうか。	現場を確認し、修繕箇所の場所の特定を行ったうえ、穴埋めの修繕工事対応を行いました。

・ 大宮区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
旧桜木町駐車場北側道路の注意喚起について	生活道路が抜け道として利用されており、周辺住民が危険を感じる人が多いです。道路の入口に注意喚起の看板を、現状より目立つように設置し、走行する車両に注意喚起していただきたいです。	現地確認を行い、走行車両に注意喚起を促す看板と電柱幕を、それぞれ1か所ずつ交換して目立つものを設置しました。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
地下駐車場への出入口について	大宮区役所と、ＳＬがある公園の間にある道路に駐車している車の取締りをお願いします。特に土・日曜日は、車で図書館の地下駐車場に入る際にとても迷惑しています。	大宮区役所１階にある防災センターと、警察署に情報提供を行い、巡回頻度を上げてもらうようにしました。

・見沼区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
見沼区役所から七里駅までの街路灯について	見沼区役所から七里駅までの道は、街路灯が少なく、夜は危険なので、街路灯を増やしてほしいです。	現地調査の結果、交通安全上、街路灯の必要性が高い地点であったため、設置可能な電柱に追加の設置を行いました。

・中央区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
中央区役所の授乳室について	中央区役所内の授乳室は、窓口の前に設置されており、外から中の様子がガラスのシルエット等で見えそうです。公共施設内なので、一定基準以上で設置をしていただくと安心して利用ができます。	中央区役所は建物の老朽化等により、今後、建替え予定となっており、建替えの際は、いただいたご意見を参考とさせていただき、市民の皆様が安心して、より快適に利用できる授乳室を設置してまいります。 また、ご意見を反映させていただき、すりガラスの部分に模造紙を張り、ガラス越しに外から中の様子がシルエットとして見えないよう対応しました。 なお、授乳室内の明るさが調整できるよう授乳ライトを設置しました。

・桜区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
横断歩道上の車について	車が横断歩道の上に止まってしまうことがあり迷惑しています。看板をたてる等、対策をしていただくようお願いします。	横断歩道上に車が停車する件については、交通規制を取り扱う警察署の所管になりますので、管轄する警察署に情報提供させていただきました。 一方、本市で対応できることを現地確認し、検討した結果、横断歩道の停止線の手前に、停止線を強調する路面表示を設置し、横断歩道上に停車する車が少なくなるよう対策しました。

・浦和区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
浦和駅東口銀行前歩道の石畳段差について	駅前の歩道の石畳について、アスファルト掘削によりはがされていない石畳の部分が傾きマンホール付近に段差が生じている状態が、9か月間も続いているため、対応をお願いします。	マンホール付近の段差につきましては、注意喚起表示テープを路面に貼り付け、修繕についても業者へ発注し、修繕を行いました。 工事については、南部建設事務所土木管理課から施工業者へ、石畳をはがした部分及びそれらに隣接している石畳の段差について指導しました。

・南区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
悪質な走行マナーの改善要望について	笹目川沿いの歩道において、危険な走行をする自転車が多発しているため、対策をお願いします。	令和8年2月17日にご指摘の要望箇所周辺を確認し、市民の皆様が安全に通行できる環境を整えるため、看板等の設置により、交通安全の注意喚起を行いました。

・緑区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
注意喚起看板の設置について	路上駐車が頻繁に見受けられるため、路上駐車禁止の啓発看板を設置してください。	現地調査を実施したうえで、注意看板を設置しました。

・岩槻区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
歩道上の標識について	道路上に通行上の支障となっている標識があるので撤去してください。	現場確認を行い、標識を撤去しました。
道路の除草について	早急に草刈りをしていただきたいです。	現地確認を行い、草刈りを実施しました。

・消防局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
防火水槽の看板について	「防火水そう」と記載された看板が錆びているため、新しいものに交換をしてください。	防火水槽の看板（標識）交換に関しまして、現地確認を行い、当該標識は看板、支柱ともに錆により腐食していることを確認しました。 しかしながら、標識を改修することになると、隣接する民地構造物に影響を及ぼす可能性があり、難しい状況です。 また、撤去しても支障がないものと判断できたため、安全性を考慮して当該標識を撤去しました。
歩きたばこについて	時間、場所を問わず歩きたばこは犯罪だとすべきではないでしょうか。火災になれば住宅が密集しているさいたま市で消防活動は大変です。	歩きたばこによる吸い殻の落下や投げ捨ては、火災発生の一因となる可能性があり、日頃から市民の皆様へ火気の適切な取扱いを呼びかけているところです。歩行中の喫煙を含む、火気の不適切な使用により火災が発生しないよう、引き続き啓発活動や指導を実施してまいります。 また、火災危険行為に関する情報が寄せられた際には、現場状況を踏まえ、必要な助言や注意喚起を行ってまいります。

・ 水道局

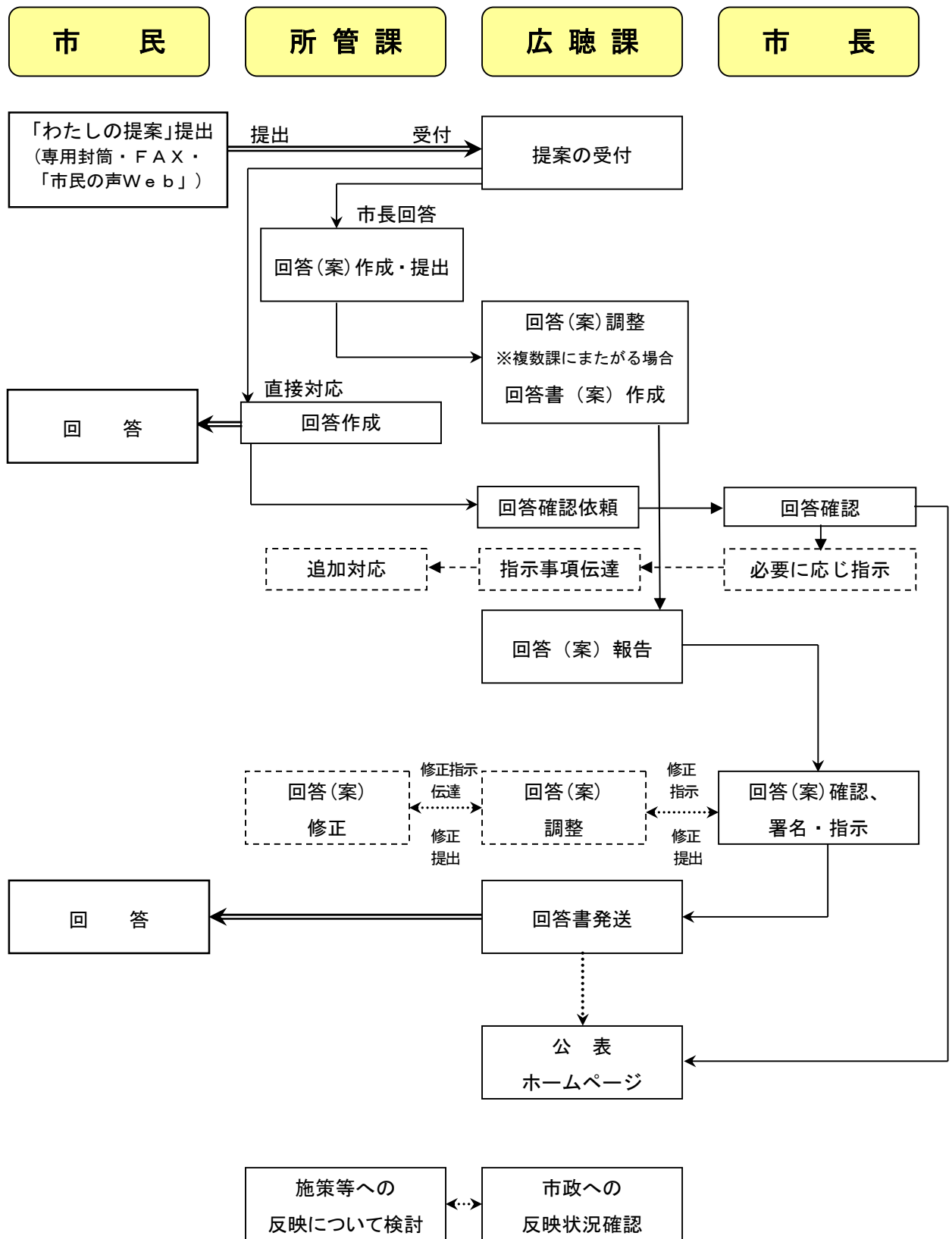
タイトル	提案要旨	反映状況内容
浦和駅西口水道工事の施工体系図について	浦和駅西口ロータリーで行われている水道工事について、掲示されている施工体系図等が、車道へ向いて掲示されているため、実際には内容を確認することができません。是正してください。	掲示している施工体系図等を歩道側にも見えるように設置するよう施工業者に指示しました。その後、歩道側に見えるように、追加で施工体系図等の設置をしたことについて確認しました。
粗悪道路の舗装の要望について	宮原駅付近の県道164号線の歩道および車道左側について、粗悪な状態のままになっており、不便かつ危険であるため、早急に整備してほしいです。	ご指摘いただきました水道管布設替工事に伴う舗装状態につきまして、舗装をきれいに施工しなおす工事を令和7年11月下旬から12月上旬にかけて行いました。

・ 教育委員会事務局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
熱中症・暑さ対策について	さいたま市の小・中学校の体育館にエアコンを設置していただけると、子どもたちも安心して活動ができると思います。	教育委員会といたしましては、昨今の異常気象に鑑み、教育環境の向上及び避難所機能強化の観点より、令和4年度から市立中学校の体育館に空調設備の整備を進めており、令和7年度末までに全市立中学校58校のうち57校への整備が完了し、残りの1校も令和8年6月に整備が完了しました。 また、令和8年度から市立小学校の体育館に空調設備を順次整備していく計画となっておりますので、引き続き早期整備に向けて取り組んでまいります。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
大和田小学校付近の大和田公園通りにおける押しボタン式信号機の設置について	大和田公園通りは朝夕とも比較的交通量が多いため、児童が道路を横断する際に使用する横断歩道に押しボタン式の信号機の設置をお願いしたいです。	設置に向け警察と協議を重ね、大和田小学校の正門前の道路と大和田公園通りの交差点の位置に押しボタン式信号機が設置されました。
青少年宇宙科学館駐車場待ちの車両について	「青少年宇宙科学館」の駐車場が狭く、入れない車が駐車場前の道路に駐停車していてとても危険です。土・日曜日と祝日、夏休みは警備員に常駐していただきたいです。車は近隣のコインパーキングに即移動させてください。	土・日曜日、祝日及び夏休み等学校の長期休暇等、自家用車での来館者が多くなる時期については、道路の安全確保に向け、警備員の配置の見直しを行ってまいります。 また、併せて自家用車での来館を控え、公共交通機関、自転車での来館を広報してまいります。
日進公民館のスリッパについて	日進公民館は、新型コロナウイルスの流行収束後も、利用者用のスリッパがありません。他の公民館は自由にスリッパが利用できます。以前の運用に戻していただき、利用者用のスリッパを置いてください。	日進公民館では、感染症予防等衛生面の観点から利用者用のスリッパを置いておりませんでした。上履きをお忘れになる方もおられるため、利用者の方のスリッパを用意しました。

⑨ 市長への提案制度「わたしの提案」における、「市民の声」の流れ



(2) 陳情・要望等

市政に対する陳情・要望等は、その業務の担当所管で受け付け対応します。

① 令和 7 年度受理件数（令和 8 年 7 月 1 日現在）・・・・・・・・・・ 381 件

② 令和 7 年度局別受理件数

（令和 8 年 7 月 1 日現在）

局	件数	局	件数
市長公室	3	見沼区役所	4
都市戦略本部	3	中央区役所	0
総務局	6	桜区役所	4
財政局	16	浦和区役所	41
市民局	3	南区役所	32
スポーツ文化局	14	緑区役所	50
保健衛生局	4	岩槻区役所	1
福祉局	8	消防局	0
子ども未来局	13	出納室	0
環境局	8	水道局	1
経済局	12	議会局	0
都市局	50	教育委員会事務局	21
建設局	21	選挙管理委員会事務局	0
西区役所	63	人事委員会事務局	0
北区役所	1	監査事務局	0
大宮区役所	2	農業委員会事務局	0
合 計			381

③ 過去の受理件数

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受付件数	231	249	410	366

※各年度 翌年 7 月 1 日現在

4 集団広聴

(1) タウンミーティング

市民と市の信頼関係の構築と、市民の声の市政への反映を目的として、市民と市長が直接対話するタウンミーティングを平成 21 年度から実施しています。

令和 7 年度実施状況

テ — マ 地域の暮らしを支える移動について考えよう

テーマ所管課 交通政策課

実施日	時間	開催区	場所	参加者 (傍聴者含む)
令和 7 年 7 月 31 日	18:30~20:00	大宮区	大宮区役所 4 階 401・402 会議室	21
令和 7 年 8 月 2 日	9:30~11:00	南区	武蔵浦和コミュニティセンター 第 7・8・9 集会室	19
令和 7 年 8 月 2 日	14:00~15:30	緑区	緑区役所 3 階 3A・3B・3C 会議室	18
令和 7 年 8 月 6 日	18:30~20:00	浦和区	浦和コミュニティセンター 第 15 集会室	16
令和 7 年 8 月 23 日	9:30~11:00	岩槻区	岩槻駅東口コミュニティセンター 多目的ルーム A・B	21
令和 7 年 8 月 23 日	14:00~15:30	見沼区	東大宮コミュニティセンター 第 1・2 集会室	19
令和 7 年 8 月 26 日	18:30~20:00	—	オンライン (ZOOM)	18
令和 7 年 8 月 30 日	9:30~11:00	西区	馬宮コミュニティセンター 多目的ホール	19
令和 7 年 8 月 30 日	14:00~15:30	中央区	与野本町コミュニティセンター 1 階 第 3・4 会議室	18
令和 7 年 9 月 2 日	16:00~17:00	—	オンライン (ZOOM) ※小学生との意見交換	23
令和 7 年 9 月 6 日	14:00~15:30	北区	宮原コミュニティセンター 多目的ホール	21
令和 7 年 9 月 7 日	14:00~15:30	桜区	桜区役所 4 階 大会議室	14
合 計				227

・項目別件数

①一般公募

傍聴者及び小学生との意見交換の参加者を除いた参加者 185 名から 295 件の意見等をいただきました。

テーマに関する意見 293 件

その他の意見 2 件

テーマに関する意見

項目	主な内容
移動に不便を感じる状況 152件	・高齢者の移動支援として、特別養護老人ホームの取り組みや地域モデル事業を継続・拡充してほしい ・高齢者の移動支援のため、免許返納後に使える交通手段の周知と活用を促進してほしい ・バスが渋滞などで定時運行されず通学に支障があるため、定時性を確保できる手段を考えてほしい ・急な雨による冠水で移動が困難になるため、排水対策などを強化してほしい ・バス停の場所や情報が分かりやすくなるよう、標識の色や案内表示、ベンチなどの整備を進めてほしい ・交通手段の不便さが高齢者の外出や社会参加、医療へのアクセスの妨げになっているため、地域交通の改善を図ってほしい など
運転士不足等による地域への課題 43件	・若者のバス利用促進のため、SNSを活用して地域の魅力を発信し、出かける理由づくりを支援するとよい ・運転士不足によって自家用車の活用による渋滞のリスクがある ・運転士不足に備え、自動運転バスを導入して地域交通を効率化してほしい ・交通が不便になると、観光業や地域経済が負のサイクルにおちいってしまう ・バスの減便によって、部活動時の親の負担が大きくなる ・バスが遅れやすく、待つ場所も狭くて危ない場所がある など
課題解決のための方法 98件	・交通手段の利便性を地域の民生委員等を通じて高齢者に周知するとよい ・将来の高齢者がICTを活用できるよう、若い世代からのデジタル支援の場を設けるとよい ・民間事業者による地域交通の担い手を増やすため、補助金によるインセンティブ提供と施設連携型の運行を導入するとよい ・シェアサイクルの利用を増やすために、自転車台数とステーション数を増やすとよい ・運転士不足の解消には、給与体系の改善や、非課税の市内クーポンなどを活用した補助制度による地域経済活性化を図るとよい ・スーパーやデパートと連携して、高齢者向けの移動支援を企業協力で実施するとよい ・歩車分離式信号を増やし、高齢者や障害者の安全な横断環境を整備するとよい ・幹線バスと地域内交通を組み合わせたターミナル型のバス路線体系に再構築するとよい ・企業や教習所の空き車両を活用し、地域住民による移動支援を進めるとよい など

その他の意見

(件)	分類1	(件)	(割合)	分類2	(件)	(割合)	意見項目	(件)
テーマ	コミュニティ・人権・多文化共生	1	(50.0%)	地域活動	1	(50.0%)	地域イベントの活性化に向けて、専門的な支援や制度の導入を進めてほしい	1
2	公共施設	1	(50.0%)	その他公共施設	1	(50.0%)	大宮花の丘農林公苑のレストランに高齢者や障害のある方が利用しやすいよう、螺旋階段だけではなく、エレベーターまたは直階段を設置してほしい	1
	合 計							2

②小学生対象との意見交換

参加者 23 名（5 校）から 35 件の意見等をいただきました。

項目	主な内容
バリアフリー・ユニバーサルデザインと案内 8件	・ノンステップバスを増やして、高齢者や子供連れなど誰もが快適に利用できるようにしてほしい。 ・バス車内に現在地や路線図、多言語対応の案内を分かりやすく表示して、誰もが安心して利用できるようにしてほしい。 ・バスや電車で優先席や座席を増やして、障害のある人が安心して座れるようにしてほしい。 など
公共交通の拡充・ネットワーク整備 7件	・バス停や駅へのアクセスを改善してほしい。 ・駅やバス停の数を増やしてほしい。 ・高齢者が病院などに行ける小さめのバスを導入してほしい。 など
自転車・歩行者の安全・快適性向上 5件	・自転車の通行幅を広げて、車との距離を保ち安全に走行できるようにしてほしい。 ・天候に左右されず移動できるよう、屋根付きの道や地下道を増やしてほしい。 ・歩道の道路側を自転車レーンにして、歩道と分離することで安全に通行できるようにしてほしい。 など
需要喚起・料金・運営体制・人材確保 8件	・優先席を譲ることを促すポスターを作って、思いやりのある利用を広げてほしい。 ・CG体験を通じて、若い人に運転手の仕事に興味を持ってもらおうとよい。 ・バスの運賃を年代別に設定し、高齢者や中学生以下の移動を支援してほしい。 など
新技術・新モビリティの導入 7件	・自動運転バスを導入してバスの本数を増やし、運転手不足や人件費の課題を解決するとよい。 ・トウクトウクを導入するとよい。 ・さいたま市にLRT(次世代型交通システム)を整備して、渋滞の影響を受けず誰もが利用しやすい交通手段を提供するとよい。 など

5 調査広聴

(1) 市民意識調査（郵送法）

市民意識調査は、経年的に市政全般にわたる市民の満足度や要望を把握し、その調査結果を今後の施策や事業の推進に反映することを目的として、平成 19 年度から実施しています。

調査は、市内在住者のほか、市内の事業所に協力をいただき、市外から市内へ通勤する市内在勤者についても対象として行っています。

① 在住者意識調査

- ・調査地域：さいたま市全域
- ・調査対象：さいたま市在住の満 18 歳以上の男女
- ・調査対象数：5,000 人
- ・抽出法：住民基本台帳に基づく層化多段無作為抽出
- ・調査方法：郵送配布・郵送又はWEB回収法
- ・調査項目：地域での生活、さいたま市のイメージ、市政との関わり、市政への満足度・重視度、防犯対策、SDGs、今の地域を選んだ理由

② 在勤者意識調査

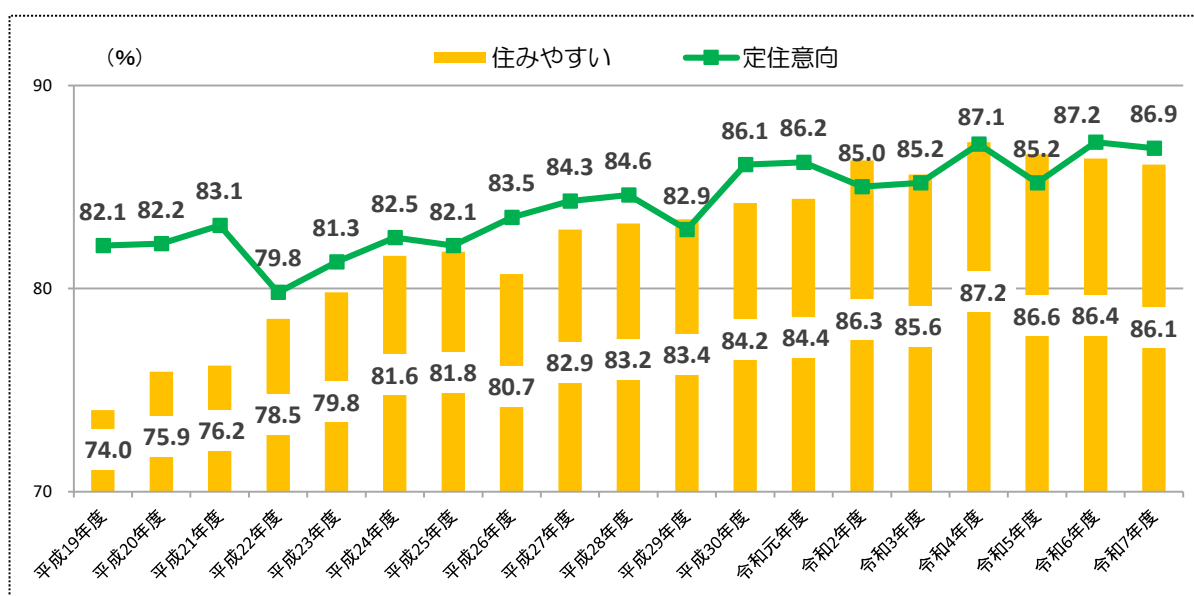
- ・調査地域：さいたま市全域の事業所
- ・調査対象：さいたま市外からさいたま市内の事業所に通勤する満 18 歳以上の男女
- ・調査対象数：2,000 人
- ・抽出法：市内の事業所を無作為に抽出し、事業所を通じて個人への調査を依頼
- ・調査方法：郵送配布・郵送又はWEB回収法
- ・調査項目：さいたま市のイメージ、市内での活動

③ 年度別実績

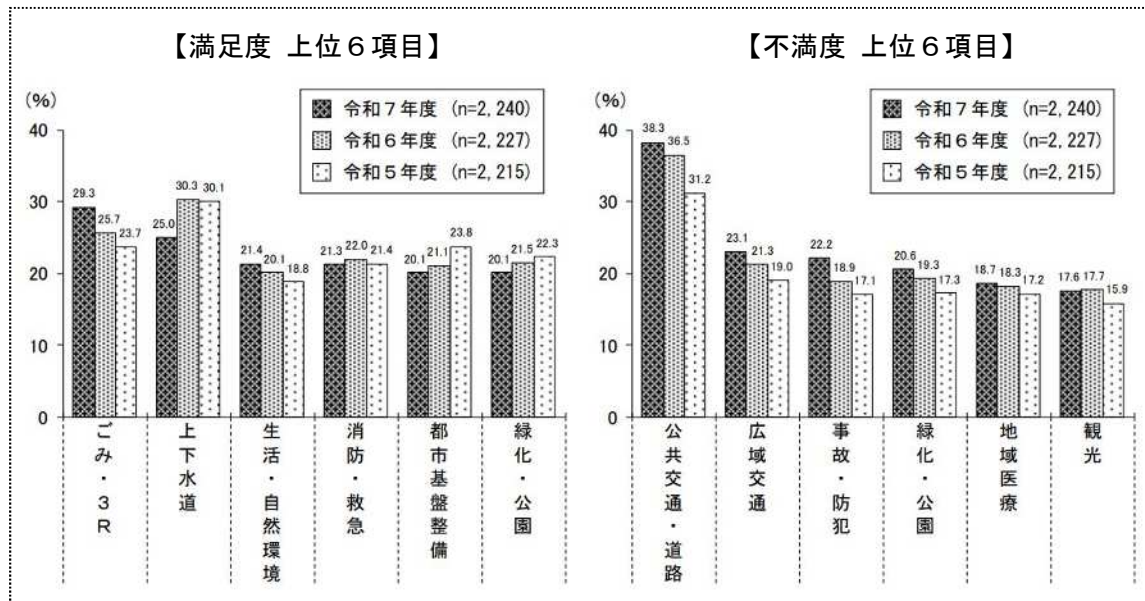
調査種類	対象者数	年度	回答者数	回答率
在住者調査	5,000 人	令和 3 年度	2,642 人	52.8 %
		令和 4 年度	2,513 人	50.3 %
		令和 5 年度	2,215 人	44.3 %
		令和 6 年度	2,227 人	44.5 %
		令和 7 年度	2,240 人	44.8 %
在勤者調査	2,000 人	令和 3 年度	598 人	29.9 %
		令和 4 年度	730 人	36.5 %
		令和 5 年度	550 人	27.5 %
		令和 6 年度	710 人	35.5 %
		令和 7 年度	629 人	31.5 %

④ 主な結果

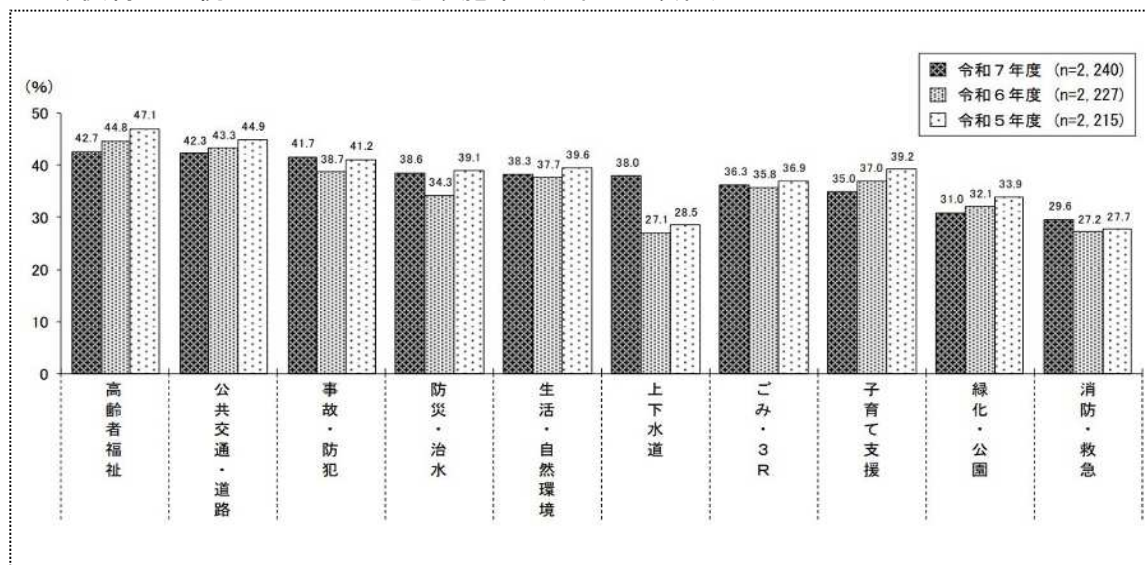
「住みやすさ」と「定住意向」の推移



施策への満足度・不満度（上位6項目）



今後特に重視してほしいと思う施策（上位10項目）



在住者意識調査自由意見

在住者意識調査の回答者に、本市に対する意見や要望を自由記述形式で聞いたところ、692 人から 1,253 件の意見等が寄せられました。

大項目	中項目	件数
1 コミュニティ・ 人権・多文化共生 (80 件)	(1) 地域活動	7
	(2) 人権尊重	1
	(3) 多文化共生等	72
	(4) その他	0
2 環境 (79 件)	(1) 地球温暖化対策	4
	(2) ごみ処理	22
	(3) 生活環境・自然環境	42
	(4) その他	11
3 健康・スポーツ (29 件)	(1) 健康づくり	0
	(2) スポーツ	29
	(3) その他	0
4 教育 (70 件)	(1) 学校教育	58
	(2) 生涯学習	12
	(3) その他	0
5 生活安全 (117 件)	(1) 事故・防犯	111
	(2) 消費者	2
	(3) 生活衛生・食品	0
	(4) その他	4
6 福祉・医療 (95 件)	(1) 高齢者福祉	17
	(2) 障害者福祉	6
	(3) 地域医療	38
	(4) その他	34
7 子ども・子育て (103 件)	(1) 子育て支援	97
	(2) 青少年	3
	(3) その他	3
8 文化 (8 件)	(1) 文化芸術・歴史	8
	(2) その他	0
9 都市インフラ (318 件)	(1) 都市基盤・広域交通網	70
	(2) 都市景観	64
	(3) 公共交通・道路	153
	(4) 上下水道	15
	(5) その他	16

大項目	中項目	件数
10 防災・消防 (12 件)	(1) 防災・治水	10
	(2) 消防・救急	1
	(3) その他	1
11 経済・産業 (50 件)	(1) 産業	39
	(2) 観光	8
	(3) 農業	2
	(4) その他	1
12 質の高い都市経営 (171 件)	(1) 広報・広聴機能	27
	(2) I C T	21
	(3) シティセールス	6
	(4) 健全財政	60
	(5) その他	57
13 その他・総合 (121 件)	(1) 総合（政策・職員・組織など）	87
	(2) 市民意識調査	14
	(3) その他	20
合 計		1, 253

在勤者意識調査自由意見

在勤者意識調査の回答者に、本市に対する意見や要望を自由記述形式で聞いたところ、105 人から 152 件の意見等が寄せられました。

大項目	中項目	件数
1 コミュニティ・ 人権・多文化共生 (8 件)	(1) 地域活動	1
	(2) 人権尊重	0
	(3) 多文化共生等	7
	(4) その他	0
2 環境 (8 件)	(1) 地球温暖化対策	0
	(2) ごみ処理	3
	(3) 生活環境・自然環境	5
	(4) その他	0
3 健康・スポーツ (6 件)	(1) 健康づくり	1
	(2) スポーツ	5
	(3) その他	0
4 教育 (1 件)	(1) 学校教育	1
	(2) 生涯学習	0
	(3) その他	0

大項目	中項目	件数
5 生活安全 (14 件)	(1) 事故・防犯	14
	(2) 消費者	0
	(3) 生活衛生・食品	0
	(4) その他	0
6 福祉・医療 (4 件)	(1) 高齢者福祉	1
	(2) 障害者福祉	0
	(3) 地域医療	3
	(4) その他	0
7 子ども・子育て (2 件)	(1) 子育て支援	2
	(2) 青少年	0
	(3) その他	0
8 文化 (1 件)	(1) 文化芸術・歴史	1
	(2) その他	0
9 都市インフラ (54 件)	(1) 都市基盤・広域交通網	23
	(2) 都市景観	5
	(3) 公共交通・道路	23
	(4) 上下水道	2
	(5) その他	1
10 防災・消防 (1 件)	(1) 防災・治水	1
	(2) 消防・救急	0
	(3) その他	0
11 経済・産業 (10 件)	(1) 産業	4
	(2) 観光	4
	(3) 農業	1
	(4) その他	1
12 質の高い都市経営 (29 件)	(1) 広報・広聴機能	1
	(2) I C T	0
	(3) シティセールス	4
	(4) 健全財政	4
	(5) その他	20
13 その他・総合 (14 件)	(1) 総合（政策・職員・組織など）	2
	(2) 市民意識調査	5
	(3) その他	7
合 計		152

(2) インターネット市民意識調査

インターネット市民意識調査は、郵送による市民意識調査と同様に、市民の満足度や要望を把握し、今後の施策や事業の推進に反映することを目的としており、庁内の調査希望に応じて、タイムリーな事柄についての調査を平成 23 年度から実施しています。

- ・調査対象：さいたま市在住の満 18 歳以上 69 歳以下の男女の計 1,000 人（委託業者に登録しているモニター）
内訳として、18～29 歳・30～39 歳・40～49 歳・50～59 歳・60～69 歳の男女各 100 人
- ・実施時期：令和 7 年度は、7 月、8 月、11 月、2 月で計 4 回実施

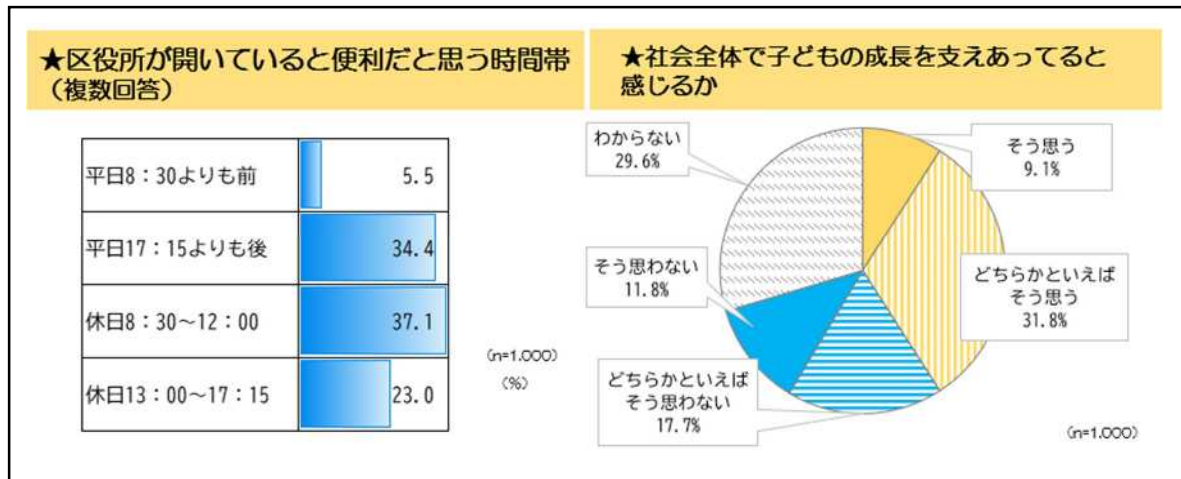
7 月調査	計 20 問
さいたまスイーツ（商業振興課）、低栄養の予防（いきいき長寿推進課）、さいたま市市民保養施設（市民生活安全課）、さいたま市の地球温暖化対策（ゼロカーボン推進戦略課）、犯罪被害者支援（市民生活安全課）、自殺予防事業（危機管理課）	
実施	7 / 4 ～ 7 / 23
結果	8 月 29 日 インターネット上で公表

調査結果（抜粋）

★「フレイル」、「低栄養」の認知度			★宿泊施設で重視すること（上位5項目）		
	「フレイル」	「低栄養」			
言葉も内容も知っていた	196	21.0	宿泊金額	55.9	(n=1,000) (%)
言葉は聞いたことがあったが、内容は知らなかった	162	19.8	宿泊施設の魅力（清潔さや設備の充実度）	39.3	
知らなかった	642	59.2	宿泊施設の魅力（サービス内容や宿泊者の口コミ）	28.8	
			宿泊施設までのアクセス（手段）	19.8	
			温泉施設のある宿泊施設であるかどうか	14.0	

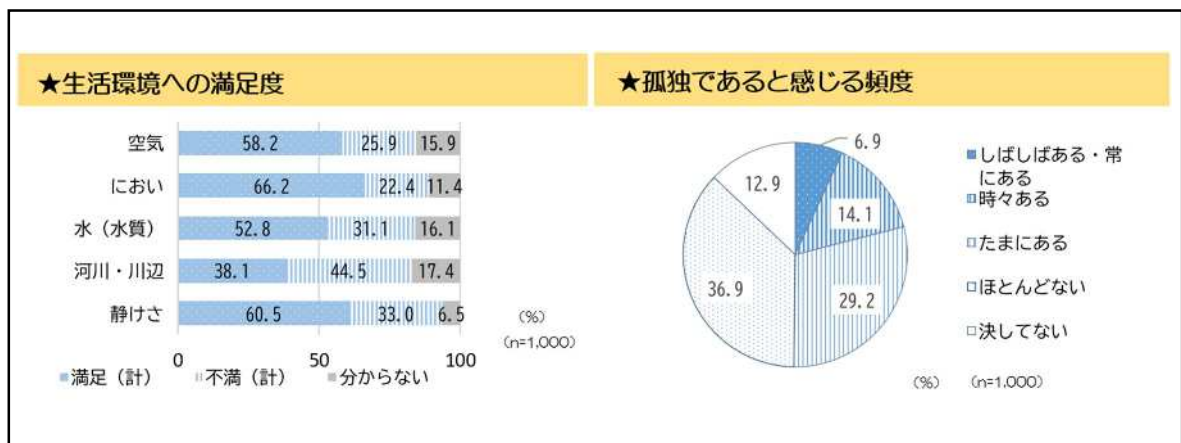
8月調査	計 20 問
SNS（広報課）、市議会の広報（秘書総務課）、区役所における窓口サービス（区政推進部）、さいたまキッズな City 大会宣言（子ども・青少年政策課）、家庭での災害時の備え（防災課）	
実施	8 / 1 ~ 8 / 15
結果	9 月 30 日 インターネット上で公表

調査結果(抜粋)



11月調査	計 20 問
さいたま市の生活環境への満足度（環境総務課）、人とのつながり（地域福祉推進室）、がん検診（健康支援課）、保健所における性感染症検査事業（感染症対策課）、プレコンセプションケア（母子保健課）、成年後見制度（高齢福祉課）、民生委員・児童委員（福祉総務課）	
実施	10 / 31 ~ 11 / 17
結果	12 月 26 日 インターネット上で公表

調査結果(抜粋)



2月調査	計 20 問
市報さいたま（広報課）、さいたま市のテレビ広報番組（広報課）、有機農産物（農業政策課）、食品ロス削減（資源循環政策課）、さいたま国際芸術祭（文化政策室）、市民活動への参加状況（市民協働推進課）、平和に対する考え（総務課）	
実施	1 / 30 ~ 2 / 16
結果	3 月 31 日 インターネット上で公表

調査結果(抜粋)

★知っていた食品ロスの取組 (複数回答)		★記憶に残る広告(上位5位) (3つまで回答)	
Saitama Sunday Soup(日曜日は食べつ くスープ!)	6.9	テレビ	42.9
チームEat All	4.4	インターネット(Yahoo!や Bingなど)	42.6
フードドライブ	17.8	YouTube	29.6
その他	0.1	SNS	28.1
どれも知らなかった	77.9	覚えていない	15.0
(%) (n=1,000)		(%) (n=1,000)	

(3) デジタル意見ひろば（市民参加型意見共有デジタルプラットフォーム）

市が設定したテーマについて、市民が時間や場所の制約を受けずに、スキマ時間に気軽に意見やアイデアを投稿し、市民と市が意見を共有できるウェブ上のツールで、投稿された意見は、施策に反映・活用していくものです。

令和7年度から実施しており、初年度となる令和7年度においては、以下のテーマについて意見募集を実施しました。

・令和7年度デジタル意見ひろば実施状況

No.	テーマ	意見募集期間	担当課	総コメント数 (件)	総いいね数 (件)
1	さいたま市役所本庁舎が移転した後、どんな場所になったらいいですか	令和7年8月28日から10月5日まで	都市経営戦略部	837	1,859
2	避難所をみんなで協力して運営するのに必要なことは？	令和7年11月20日から12月25日まで	防災課	174	63
合計				1,011	1,922

・主なコメント内容

No.	テーマ	主なコメント
1	さいたま市役所本庁舎が移転した後、どんな場所になったらいいですか	・浦和駅からも比較的近い場所に新たなスタジアムを建設し、来場者の利便性向上及び、浦和市街地の経済効果にもつなげてはどうか。 ・スタートアップ企業が入り、研究機関の入る場所。 ・商業施設と、子育て家族が立ち寄りやすい広場や図書館のような子育て世代が有難い機能を併設した場所。 ・子どもが楽しめて、大人も過ごしやすい公園・広場。 ・さまざまなスポーツの国際大会にも対応できる大型屋内スポーツ施設。 ・一つの目的に絞るのではなく、多様な用途を持った施設。 ・大型の医療センター

No.	テーマ	主なコメント
2	避難所をみんなで協力して運営するのに必要なことは？	【避難所運営】よりよくするために必要な工夫 ・協力してくれる有資格者やスキル保持者の名簿作成をルール化してはどうか。 【備蓄】自宅で準備した方がいいもの ・基本は自助であることをもっと訴え、個人の備えを充実させるべき。 【備蓄】地域で準備した方がいいもの ・災害用の洋式トイレ 【備蓄】市の倉庫等にあった方がいいもの ・暑さ寒さをしのげ、プライバシーが多少なり守られる設備。具体的には、毛布、扇風機、段ボール、ベッドなど。

6 住民相談

市民の種々の困りごとなどに対して、各種の相談窓口を設けるなど個々のケースに即した適切なアドバイスや回答を行い、市民生活の安定に寄与しています。

(1) 令和7年度実施状況 ※所管課：市民生活安全課

相 談 区 分	件 数
法律相談（民事一般）	2,792
法律相談（多重債務）	129
税理士の相続税・贈与税相談	166
司法書士の登記・法律相談	596
土地家屋調査士の登記相談	72
社会保険労務士の年金・保険・労務相談	124
行政書士の相続遺言・内容証明相談	208
行政相談	10
借地・借家相談	74
外国人生活相談	42
交通事故相談	94
合 計	4,307

7 パブリック・コメント

市政への市民の参画を促すとともに、市民と行政との協働による透明性の高い公正な市政運営を図るため、パブリック・コメント制度を平成 15 年度から実施しています。

(1) 年度別実績

項目 年度	実施件数	意見提出 件数	意見項目 件数	修正項目 件数	修正率 修正項目件数/意見項目 件数
令和 3 年度	17	501	872	79	9.1%
令和 4 年度	19	230	521	83	15.9%
令和 5 年度	21	1,293	1,674	100	6.0%
令和 6 年度	12	84	146	15	10.3%
令和 7 年度	31	376	697	52	7.5%

(2) 令和 7 年度実績

No.	条例・計画等の名称	担当課 (名称は当時のもの)	意見 提出件数	意見 項目件数	修正 項目件数
1	(仮称)さいたまスポーツシュール推進 施設基本計画(案)	スポーツ政策室	21	43	4
2	中間見直しに係る「さいたま市総合振興 計画基本計画(改定素案)」	都市経営戦略部	6	10	1
3	さいたま市立地適正化計画(中間案)	都市計画課	16	7	3
4	さいたま市総合都市交通体系マスター プラン(素案)	交通政策課	1	1	0
5	さいたま市被保護者等住居・生活サービ ス提供事業の業務の適正化等に関する 条例の一部を改正する条例(骨子案)	生活福祉課	0	0	0
6	人権教育及び人権啓発推進 さいたま市 実施計画【令和 8～12 年度】素案	人権政策・男女共 同参画課	13	20	1

No.	条例・計画等の名称	担当課 (名称は当時のもの)	意見 提出件数	意見 項目件数	修正 項目件数
7	さいたま市第2期再犯防止推進計画(素案)	地域福祉推進室	6	8	1
8	さいたま市消防水利整備基準(改定案)	消防施設課	0	0	0
9	さいたま市下水道浸水対策計画(素案)	下水道計画課	7	16	2
10	さいたま市新庁舎整備基本設計説明書(素案)	都市経営戦略部	146	204	15
11	さいたま市現庁舎地利活用計画(骨子)(素案)	都市経営戦略部	19	33	2
12	地方税賦課徴収に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」改訂版(素案)	税制課	0	0	0
13	さいたま市立地適正化計画(素案)	都市計画課	3	4	0
14	さいたま市建築物耐震改修促進計画(素案)	建築総務課	0	0	0
15	第2次さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはひと～(素案)	自転車まちづくり推進課	2	2	0
16	公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方(素案)	行財政改革推進部	18	18	0
17	さいたま市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定素案)	危機管理課 地域医療課	2	9	1
18	さいたま市マンション管理適正化推進計画(改定素案)	住宅政策課	2	2	0
19	さいたま市住生活基本計画(素案)及びさいたま市賃貸住宅供給促進計画(素案)	住宅政策課	2	2	1
20	第3次さいたま市空き家等対策計画(素案)	環境総務課	1	1	0
21	第2次さいたま市環境基本計画(改定素案)	環境総務課	11	35	3
22	さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)(改定素案)	ゼロカーボン推進戦略課	5	28	2

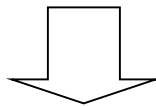
No.	条例・計画等の名称	担当課 (名称は当時のもの)	意見 提出件数	意見 項目件数	修正 項目件数
23	さいたま水と生きものプラン（改定素案）	環境対策課	9	90	12
24	さいたま市総合振興実施計画（令和８年～１２年度）（素案）	都市経営戦略部	8	15	0
25	さいたま市消防力整備計画（改定素案）	消防企画課	0	0	0
26	さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）	放課後児童課	46	95	1
27	さいたま市「道の駅」整備計画（素案）	食肉市場・道の駅 施設整備準備室	12	24	2
28	第２期さいたま市スポーツ振興まちづくり計画改訂版（案）	スポーツ政策室	10	18	1
29	岩槻まちづくりアクションプラン（第４期）（素案）	岩槻まちづくり事務所	2	2	0
30	第４期さいたま市消費生活基本計画（素案）	消費生活総合センター	8	10	0
31	さいたま市産業振興ビジョン（改定案）	経済政策課	0	0	0
合 計			376	697	52

(3) パブリック・コメント制度の流れ

条例・計画等の素案の作成

対象となるのは、市の総合的な構想、基本的な方針・計画の策定又は変更や市の基本的な制度を定める条例、市民等に義務を課し・権利を制限する条例等の制定又は改廃などです。

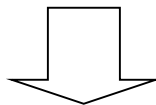
詳しくは、さいたま市パブリック・コメント制度要綱（参考資料参照）をご覧ください。



条例・計画等の素案と関連資料の公表、市民から意見募集

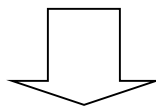
意見募集期間は、原則として1か月以上です。

条例・計画等の素案と関連資料の公表は、各区役所情報公開コーナー・関連課所・施設等への配置や市のホームページへの掲載等により行います。



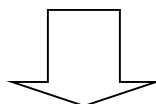
市民が意見を提出

郵便（専用封筒があります）やインターネットを利用する方法、FAXで送っていただくか、直接お持ちいただきます。



提出された意見を考慮して条例案・計画等を確定

いただいた意見を整理・集計し、意見を取り入れた修正等を行い、条例案・計画等を確定します。



提出された意見の概要と市の考え方の公表、策定した条例案・計画等の公表

公表は、各区役所情報公開コーナー・関連課所・施設等への配置や市のホームページへの掲載等により行います。

8 コールセンター

電話、FAX、電子メールにより、市のサービス内容や手続、施設案内やイベント情報などの様々な問合せにお答えする窓口として、「さいたまコールセンター」を平成 19 年 7 月 1 日から開設しています。

平成 25 年 4 月からは、区役所等の代表電話とコールセンターの統合を順次進め、現在は、本庁及び各区役所、南・北部建設事務所の代表電話を統合しています。

受付時間については、電話は午前 8 時から午後 9 時まで、電子メール、FAX は 24 時間、いずれも年中無休です。

<電話番号等>

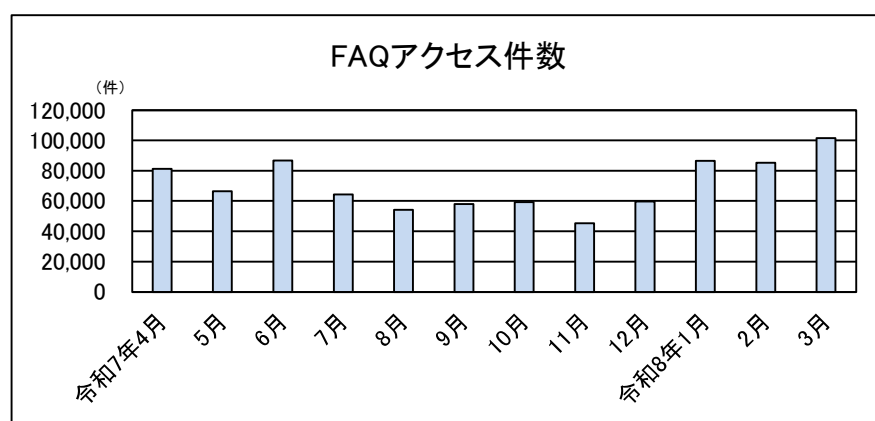
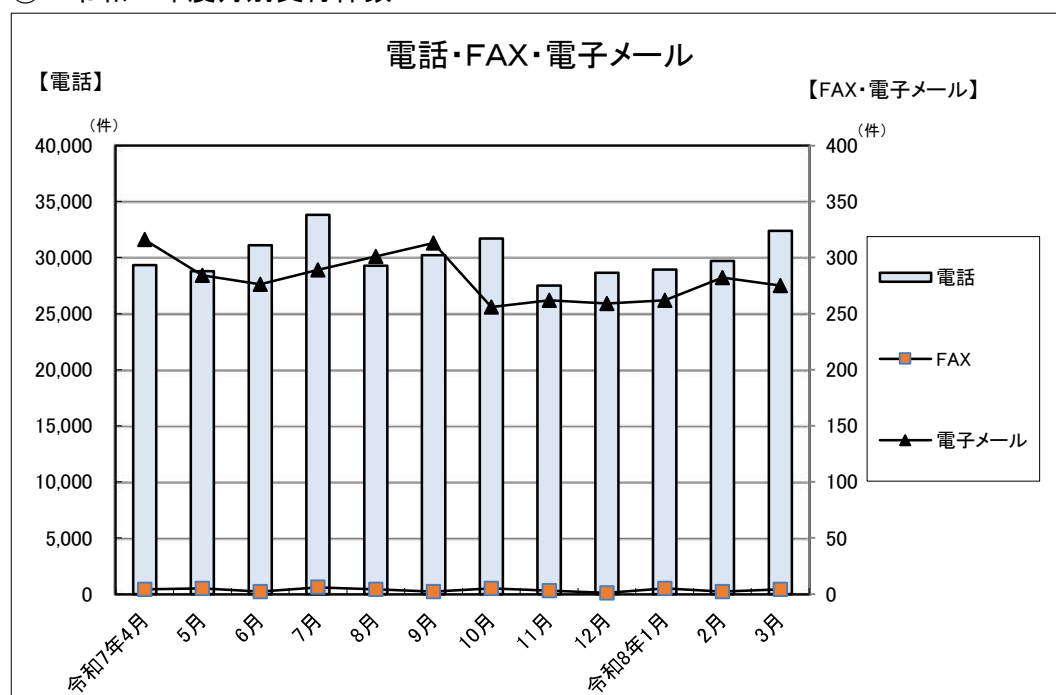
- ・ 電 話 0 4 8 - 8 3 5 - 3 1 5 6 ^{さいコール}
- ・ FAX 0 4 8 - 8 2 7 - 8 6 5 6
- ・ 電子メール 市ホームページ「さいたま市よくある質問（FAQ）トップ」
内の専用お問合せフォームから

(1) 受付件数

① 年度別受付件数

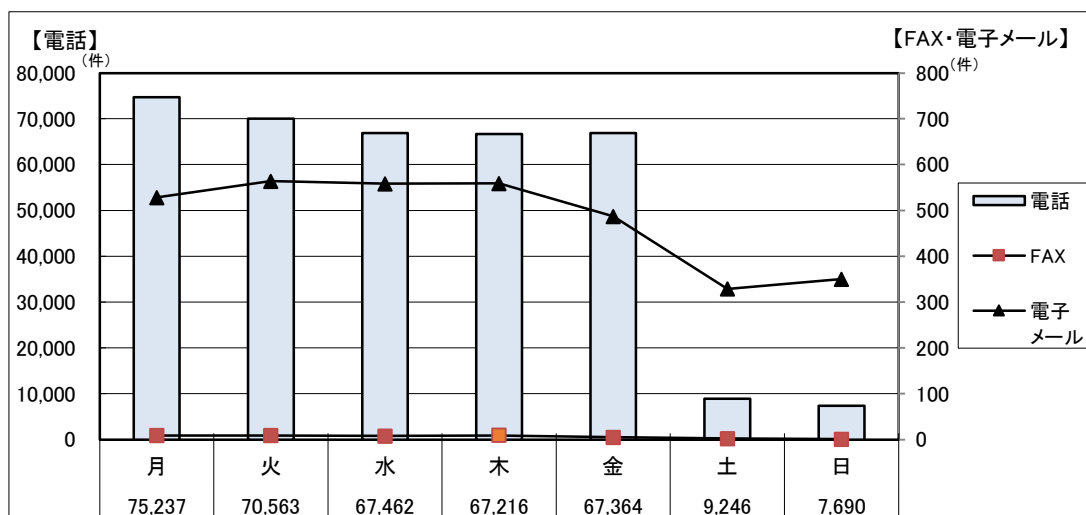
年 度	受付件数			
	電 話	F A X	電子メール	合 計
令和 3 年度	412,790	28	1,780	414,598
令和 4 年度	423,213	18	1,179	424,410
令和 5 年度	367,532	33	1,532	369,097
令和 6 年度	365,928	49	3,649	369,626
令和 7 年度	361,360	43	3,375	364,778

② 令和7年度月別受付件数



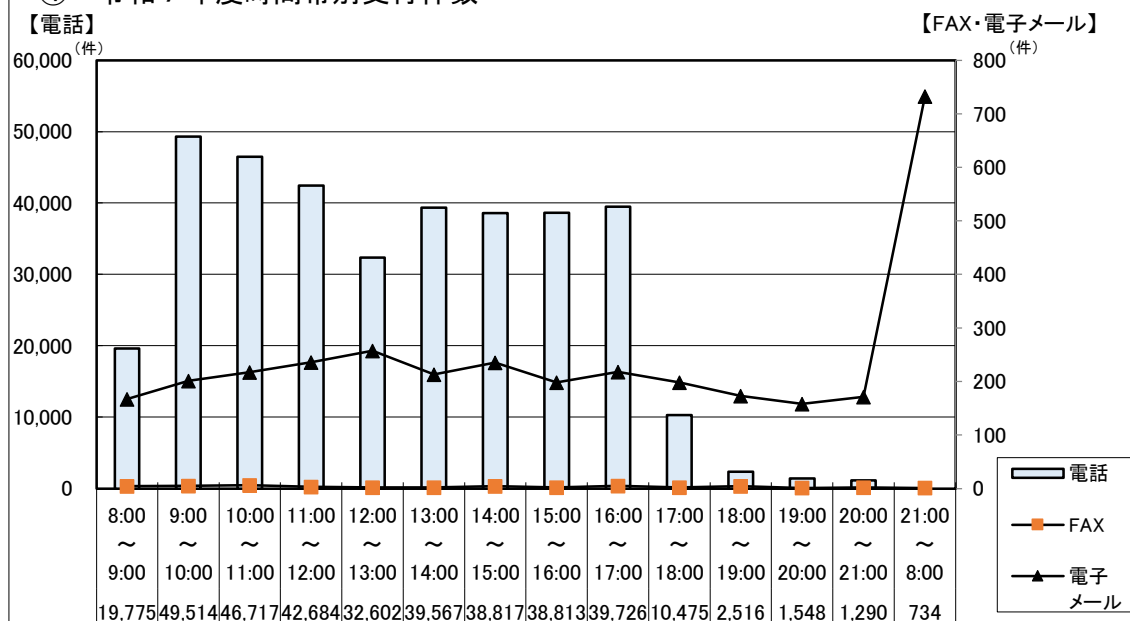
	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
受付件数	29,661	29,085	31,382	34,104	29,574	30,521	31,944	27,755	28,903	29,203	29,990	32,656
(内電話)	29,341	28,796	31,104	33,809	29,269	30,206	31,683	27,490	28,643	28,936	29,706	32,377
(内FAX)	4	5	2	6	4	2	5	3	1	5	2	4
(内電子メール)	316	284	276	289	301	313	256	262	259	262	282	275
FAQ アクセス件数※	81,233	66,474	86,599	64,293	54,177	57,959	59,141	45,169	59,674	86,424	85,099	101,364

③ 令和7年度曜日別受付件数



	月	火	水	木	金	土	日
受付件数	75,237	70,563	67,462	67,216	67,364	9,246	7,690
(内電話)	74,700	69,990	66,896	66,648	66,872	8,915	7,339
(内FAX)	9	9	8	9	5	2	1
(内電子メール)	528	564	558	559	487	329	350

④ 令和7年度時間帯別受付件数

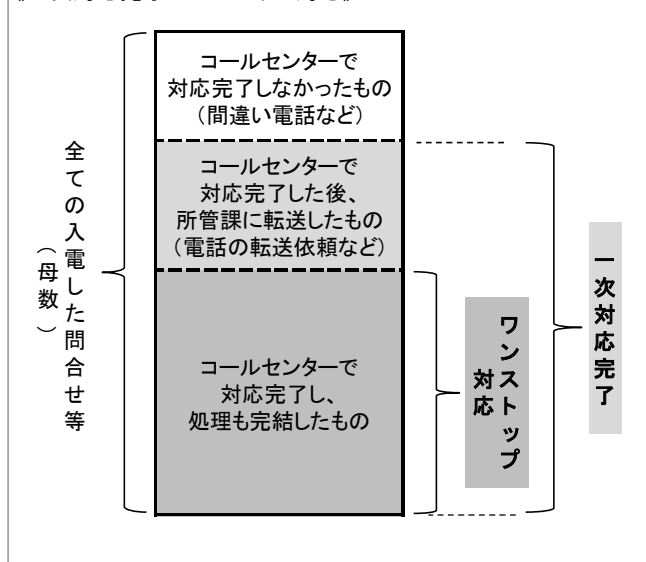


	8:00 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	10:00 ~ 11:00	11:00 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 14:00	14:00 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	16:00 ~ 17:00	17:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	19:00 ~ 20:00	20:00 ~ 21:00	21:00 ~ 8:00
受付件数	19,775	49,514	46,717	42,684	32,602	39,567	38,817	38,813	39,726	10,475	2,516	1,548	1,290	734
(内電話)	19,604	49,308	46,494	42,445	32,343	39,352	38,578	38,613	39,503	10,275	2,339	1,389	1,117	0
(内FAX)	4	5	6	3	2	2	4	2	5	2	4	1	2	1
(内メール)	167	201	217	236	257	213	235	198	218	198	173	158	171	733

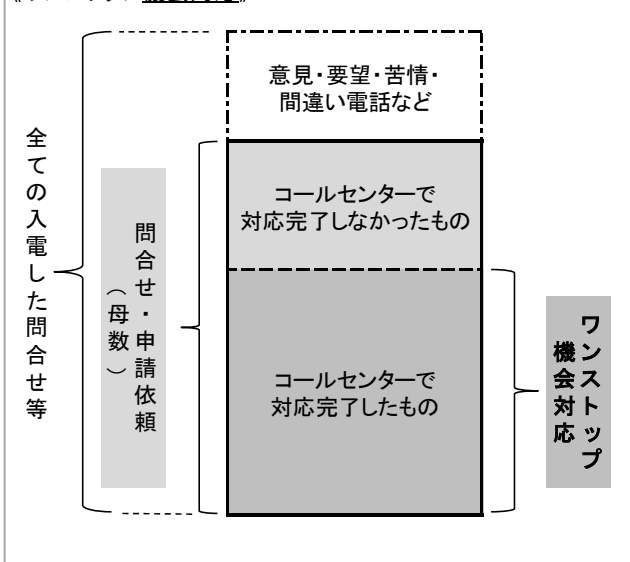
(2) 令和7年度サービス指標

指標		説明	実績
コールセンター 番号	一次対応完了率	コールセンターで対応が完了した件数の割合	100.0 %
	ワンストップ対応率	入電した問合せ等にワンストップで対応した件数の割合	52.2 %
	ワンストップ機会 対応率	問合せや申請依頼にワンストップで対応した件数の割合	61.9 %
本庁舎代表 番号	一次対応完了率	コールセンターで対応が完了した件数の割合	100.0 %
	ワンストップ対応率	入電した問合せ等にワンストップで対応した件数の割合	31.8 %
	ワンストップ機会 対応率	問合せや申請依頼にワンストップで対応した件数の割合	50.6 %
各区代表電話 番号	一次対応完了率	コールセンターで対応が完了した件数の割合	100.0 %
	ワンストップ対応率	入電した問合せ等にワンストップで対応した件数の割合	34.9 %
	ワンストップ機会 対応率	問合せや申請依頼にワンストップで対応した件数の割合	55.9 %
全体	平均応答速度	着信してからオペレーターが応答するまでの平均時間	4.2 秒
	平均応答率	着信にオペレーターが応答した割合	95.3 %
	平均通話時間	オペレーターが利用者と通話した平均時間	2 分 26 秒
	応対満足度	市民からみたコールセンターの応対品質（5点満点）	4.96 点

《一次対応完了・ワンストップ対応》



《ワンストップ機会対応》



(3) 令和7年度利用者満足度調査結果

コールセンターの対応についてアンケートを実施し、5点満点で評価していただきました。

① 調査期間

第1回 令和7年 8月 8日 ～ 令和7年9月 7日

第2回 令和7年12月22日 ～ 令和8年1月31日

② 調査方法

コールセンターに電話でお問い合わせされた方のうち、満足度調査の実施可否を確認した上で、各回400人の方に対してアンケートを実施しました。

③ 調査結果

	第1回	第2回
5点	388人	381人
4	10人	17人
3	2人	2人
2	0人	0人
1	0人	0人
合 計	400人	400人

平均点	4.97点	4.95点
-----	-------	-------

④ 主な意見

- ・こちらが知りたいことを教えてくれただけでなく、それ以上のことも教えてくれた。
- ・自分でもここに電話していい質問なのか分からずに電話してしまいましたが、電話して良かったと思った。
- ・声のトーンが落ち着いていて聞きやすい。自分の話をきちんと聞いてから適切な回答がもらえた。
- ・最後に、他に何か不明点があるか聞いてもらったのが良かった。

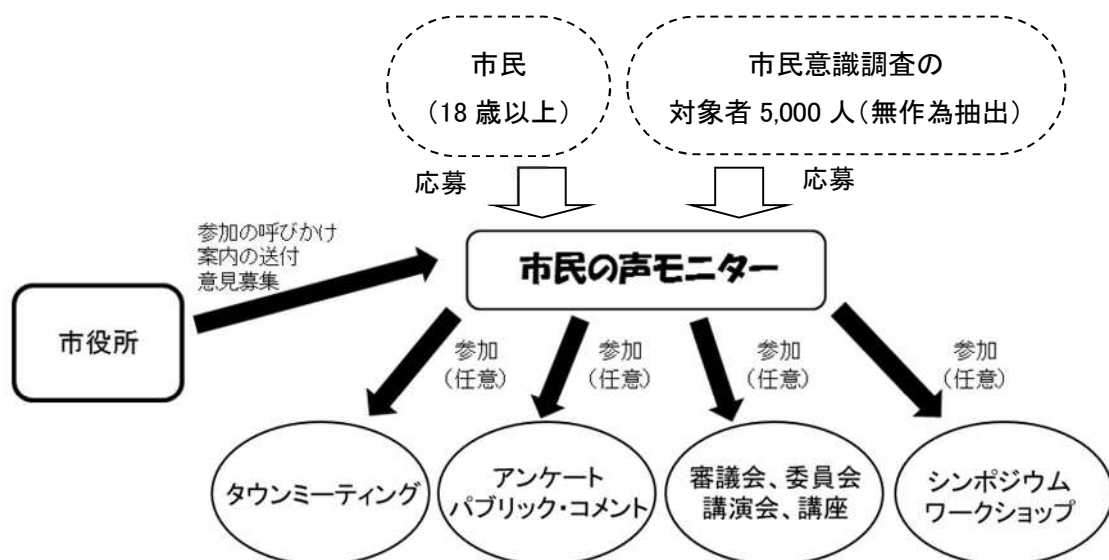
9 市民の声モニター

市民意識調査（郵送法）の対象者 5,000 人を含め、広く市民からモニターを募集し、ご登録いただいた方に、市が実施するタウンミーティング、審議会、委員会、シンポジウム、ワークショップ、講演会、講座及びパブリック・コメントなどの「市民の声」を聴く事業への参加を通じて、市に意見を寄せていただく制度です。

無作為抽出の手法を取り入れ、多くの潜在的な市民の意向を把握して事業に生かすため、平成 27 年度から実施しています。

平成 30 年度の登録者から、登録期間を翌々年度の 3 月末までとしました。

(1) 市民の声モニターのイメージ



(2) 登録者数

年 度	登録者数
令和 3 年度	321 人
令和 4 年度	271 人
令和 5 年度	217 人
令和 6 年度	253 人
令和 7 年度	255 人

※各年 3 月 31 日現在

(3) 令和 7 年度案内実績

分類	件数
タウンミーティング	1 件
アンケート	3 件
パブリック・コメント	12 件
意見募集	2 件
審議会	0 件
委員会	4 件
講演会、講座	2 件
シンポジウム	1 件
ワークショップ	2 件
合計	27 件

10 子ども・若者の提案

未来を担う子ども・若者から、市のまちづくりに関する提案を聴く機会を設け、子ども・若者からの提案を市政に反映することを目的として平成 28 年度から実施しています。

令和 7 年度は 2 つのテーマについて、夏季休業期間を活用し、小学 5 年生から高校生までを対象として提案を募集しました。

(1) 令和 7 年度子ども・若者の提案制度

テーマ 1 「スポーツのまち さいたま」の実現に向けて

No.	質問	担当課	意見提出 件数	意見項目 件数
1	市民の皆さんがもっとスポーツを「する」「みる」ためには、どんなことが必要だと思いますか？	スポーツ政策室	587	793
2	スポーツの力を活用して、どんなまちづくりができると思いますか？	スポーツ政策室	270	322
合計			857	1,115

テーマ 2 「さいたま市みんなのアプリ」について考えよう

～暮らしをよりスマートにするために～

No.	質問	担当課 (名称は当時のもの)	意見提出 件数	意見項目 件数
3	「さいたま市みんなのアプリ」にどのような機能がほしいですか？	地域活性化推進室	324	406
4	「さいコイン」「たまポン」をどのような場面で活用したいですか？	地域活性化推進室	195	246
合計			519	652

(2) 主な提案概要

No.	質問	提案概要
1	市民の皆さんがもっとスポーツを「する」「みる」ためには、どんなことが必要だと思いますか？	・ スポーツ経験の有無や性別、年代を問わず誰でも楽しめるスポーツ体験会やイベントを開催する。 ・ プロ選手との交流機会を設ける。 ・ 誰でも気軽に利用できるスポーツ施設の整備や体育館の開放を行う。
2	スポーツの力を活用して、どんなまちづくりができると思いますか？	・ 健康的で明るいまちづくり。 ・ 国際交流や地域の賑わいのあるまちづくり。 ・ スポーツを通じて地域の団結力ができ、災害時にも協力し助け合うことができるまちづくり。
3	「さいたま市みんなのアプリ」にどのような機能がほしいですか？	・ 防災、防犯、天気、交通情報、ニュースなど暮らしのことがわかる機能。 ・ イベント、観光、店舗などのさいたま市の魅力を発信する機能。 ・ 税金の支払いや公共施設の予約等、市の手続きに関することが出来る機能。
4	「さいコイン」「たまポン」をどのような場面で活用したいですか？	・ 運動やボランティアなどでポイントを貯められる機会を作ると良い。 ・ 自動販売機や公共交通機関での利用・税金の支払いなど様々な場面で活用したい。 ・ イベントで使えたりさいたま地産の景品とポイントを交換できたりすると良い。

参 考 資 料

- さいたま市長への提案制度要綱
- 市長への提案制度「わたしの提案」処理要領
- さいたま市市民の声取扱要綱
- さいたま市タウンミーティング運営要領
- さいたま市市民参加型意見共有
デジタルプラットフォーム事業実施要領
- さいたま市パブリック・コメント制度要綱
- 市民の声モニター制度要綱
- 子ども・若者の提案制度要綱

さいたま市長への提案制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市長への提案制度（さいたま市長に提出された、市政に対する提案、意見、要望等をいう。以下「わたしの提案」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市政運営への反映と市民参加意識の促進を図り、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(提出手段)

第2条 わたしの提案の提出手段は、原則として専用の提案用紙（第1号様式）、専用のファクシミリ又は「市民の声Web」から投稿されたものとする。

(専用の提案用紙の配置)

第3条 専用の提案用紙は、市役所、区役所、市の主な公共施設等に配置する。

(処理システム)

第4条 わたしの提案の処理に当たっては、さいたま市市民の声取扱要綱に基づき、市民の声データベースシステムを用いて処理するものとする。

(受付)

第5条 わたしの提案は、広聴課において受け付ける。

(回答方法)

第6条 受け付けたわたしの提案については、市長の署名入りの文書（第2号様式）又は当該内容に対し回答を行う課（以下「回答担当課」という。）による面談、電話、文書、電子メール等で、わたしの提案を行った者（以下「提案者」という。）へ回答するものとする。

2 回答担当課による提案者への直接の回答（以下「直接回答」という。）は、受け付けたわたしの提案が次の各号のいずれかに該当するとき、行うことができる。

- (1) 提案者が、直接回答を望んでいるもの
- (2) 迅速な対応が必要なもの
- (3) 提案者に対し、詳細な説明が必要となるもの
- (4) 簡易な回答のもの
- (5) 市長の署名入りの文書での回答後、同一提案者から趣旨が同様である内容のわたしの提案が寄せられたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又は回答担当課長が直接回答すると判断したもの

3 第1項の規定により回答担当課が文書で直接回答する場合は、回答担当課長名で行うものとする。ただし、必要に応じ、部長名、局長名等で回答することができる。

4 広聴課長は、わたしの提案が一定の期間に大量に提出され第1項の規定による回答が困難であると認められる場合、回答担当課長と協議の上、回答を市ホームページへ掲載することにより、回答に代えることができる。

(回答基準)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、受け付けたわたしの提案が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として回答しないものとする。

- (1) 回答が不要である旨の記載があるもの
- (2) 回答が不要である旨の確認がとれたもの
- (3) 同一提案者から趣旨が同様である内容のわたしの提案が複数回寄せられ、今後、回答しない旨を通告したにもかかわらず、再度わたしの提案があったもの
- (4) 提案者の住所、氏名、連絡先等が不明確なもの
- (5) 個人又は団体等を誹謗し、若しくは中傷する内容のもの又は公序良俗に反する内容のもの
- (6) 企業等の営利を目的とするもの
- (7) 宗教に関するもの
- (8) 提案者と市との間で係争中又は同案件について判決があったもの
- (9) 提案の趣旨が不明確なもの
- (10) 提案者が市職員であるもの
- (11) 学校の授業等の一環として提出されたもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又は回答担当課長が回答不要と判断したもの

(処理状況の公表)

第8条 広聴課長は、月毎の統計情報及び提案者への回答内容を随時公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

第 1 号様式

わたしの提案

年 月 日

(T -)

住所

ふりがな

氏 名

年齡

歲

電話

()

職業

1. 会社員

2. 自營業

3. 公務員

4. 学生

5. 無職

6. その他（

)

※具体的にご意見・ご提案をお書きください。

回答が不要である場合、
右の□に✓を記入してください。

☐

【略図】※必要に応じ、略図をお書きください。

この「わたしの提案」は、市民の皆様が「さいたま市」について考えておられること、気付かれたことなどをお寄せいただき、今後の市政の運営に役立たせることで、市政をより身近なものとしていただくために実施しています。

いただきましたご意見やご提案につきましては、担当する部課において対応し、市政への反映に努めてまいります。

ぜひ、市民の皆様の建設的なご意見、ご提案を、この手紙でお寄せいただきますようお願い申し上げます。

さいたま市長 清水 勇 人

- 市民の皆様から寄せられた提案などを、個人が特定できないようにしたうえで要旨を市のホームページなどに掲載させていただくことがあります。
- 個人情報については、適正に管理を行い、他の目的に利用することはありません。
- 提案に関するお問い合わせは、市長公室秘書広報部広聴課へどうぞ。（電話048-829-1931）

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins or other markings on the paper.

年 月 日

-67-

市長への提案制度「わたしの提案」処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市長への提案制度「わたしの提案」（以下「提案」という。）を迅速かつ正確に処理し、その有効利用を図るため、提案の事務処理について、必要な事項を定める。

(処理)

第2条 広聴課長は、提案を受け付けたときは、提案の内容を所管する課の課長（以下「回答担当課長」という。）に市民の声データベースシステム（以下「データベース」という。）を用い、提案の写しを送付し、対応を依頼するものとする。

2 提案の受付の日付は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる日（以下「閉庁日」という。）以外の日（以下「開庁日」という。）の午後5時15分までに広聴課に届いたものを当日の日付とし、午後5時15分を過ぎて広聴課に届いたものを翌日（その日が閉庁日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い開庁日）の日付とする。

3 さいたま市長への提案制度要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する提出手段以外の方法で提出された文書等のうち、提案を行った者が文書等に「わたしの提案」と明記している場合、広聴課長は、これを提案として取り扱うことができる。

4 回答担当課長は、送付を受けた提案のうち、要綱第6条第1項の規定により市長の署名入りの文書で回答するものについては、提案に対する回答を作成し、受付の日から7開庁日以内にデータベースにより広聴課長に報告するものとする。ただし、期間内に報告することができない理由があるときは、当該期間を超えて報告することを妨げない。

5 広聴課長は、報告された回答をもとに、報告を受けた日から3開庁日以内に回答文書を作成し、市長への報告及び説明を行い、市長の承認及び指示を受けるよう努めるものとする。市長の指示事項がある場合は、当該指示事項を踏まえ、回答担当課長が回答を修正し、データベースに登録する。広聴課長は、登録された回答をもとに、回答文書を修正する。

- 6 広聴課長は、前項で作成した回答文書に市長から署名を受けた後、速やかに提案者へ送付するものとする。
- 7 回答担当課長は、提案者に対し直接回答する提案については、受付の日から5開庁日以内に回答するよう努めるとともに、データベースに回答内容の登録（文書で回答した場合は回答文書の写しを添付して登録）を行うものとする。
- 8 回答担当課長は、要綱第7条第1号、第2号又は第4号の規定により回答しない提案のうち、市が所管する事項又は本市以外の官公署等に属するもので市が所管する事項と関係が深いと認められるもの（提案者が市職員と思われる者であるものを除く。）については、提案に対する市の見解又は対応（以下「回答の方向性」という。）を受付の日から5開庁日以内にデータベースに登録し、市政運営に反映するよう努めるものとする。
- 9 広聴課長は、前項の規定によりデータベースに回答の方向性を登録する提案を除き、要綱第7条の規定により回答しないものについて、回答担当課長に提案の写しを参考送付するものとする。
- 10 第8項の規定にかかわらず、回答担当課長は、同一年度において趣旨が同様である内容の提案に対する回答の方向性が既にデータベースに登録されている場合、回答の方向性をデータベースに登録しないことができる。この場合において、広聴課長は、回答担当課長に提案の写しを参考送付する。
- 11 広聴課長は、提案内容が本市以外の官公署等に属するもので市が所管する事項と関係が深いと認められるものについては、市の関連する課（室）所を通じて、関係官公署等へ回送又は対応を依頼するものとする。ただし、関連する課（室）所がない場合は、広聴課長から直接、関係官公署等へ回送又は対応を依頼する。
- 12 広聴課長は、第7項から第10項までの規定によりデータベースに登録された内容を取りまとめ、市長に報告するものとする。

（役割）

第3条 さいたま市広報推進責任者設置要綱第1条の規定により置かれる広報推進責任者は、提案の対応に関し、進行管理を行う。

- 2 広聴課長は、回答の方向性及び回答の作成の進捗状況を把握するとともに、回答期限を超えている回答担当課長に対して、状況確認及び催促を行う。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、広聴課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月19日から施行する。

さいたま市市民の声取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民参加による市政を推進するために、市に様々な手段で寄せられる市民の提案、要望、苦情等（以下「市民の声」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データベース 第1条の目的を達成するために、市民の声を集約して庁内で共有し、対応の迅速化や見える化を進めるとともに、その傾向等を分析し、市政への反映に資する情報として提供するため運用する、さいたま市市民の声データベースシステムをいう。
- (2) 受付担当課 市民の声を受け付けた課室等をいう。
- (3) 回答担当課 市民の声に対し回答を行う課室等をいう。
- (4) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (5) 発意者 市に対し、市民の声を寄せた個人又は法人その他の団体の代表者をいう。
- (6) 進捗公開 寄せられた市民の声の対応状況を、データベースを利用して市のホームページから市民が閲覧できる状態にすることをいう。
- (7) 庁内公開 市民の声に対する対応完了後、データベースを利用して職員が閲覧及び検索をすることができる状態にすることをいう。
- (8) 市民公開 市民の声に対する対応完了後、データベースを利用して市のホームページから市民が閲覧できる状態にすることをいう。

(事業等の種別)

第3条 市民の声は、次に掲げる事業、業務に区分して管理を行う。

- (1) わたしの提案 さいたま市長への提案制度要綱（平成14年4月1日決裁）に基づき広聴課が実施する事業
- (2) タウンミーティング 市民の意見を市政に反映することを目的として、市民と市長が直接対話するため広聴課が実施する事業
- (3) 市民意識調査等 郵送によるアンケート又は市民参加型意見共有デジタルプラットフォームにより市政に関する市民の意見や要望を把握するため広聴課が実施する事業
- (4) 陳情・要望 団体等から提出された陳情書、要望書、申入書、請願書、要求書、要請書、提言書、提案書、確認書、上申書、意見書、嘆願書等に対して、対応を行う業務（市議会に提出されたもの及び市議会から市に提出されたものを除く。）
- (5) 所管課受付対応 陳情・要望を除き、コールセンターに寄せられた要望を含め、各課室等が受け付けた市民の声に対し、対応を行う業務
- (6) 子ども・若者の提案 子ども・若者の提案制度要綱（令和6年3月6日決裁）に基づき広聴課が実施する事業

(役割分担)

第4条 広報監は、第1条の目的を達成するため、総括的に進行管理を行う。

2 広聴課長は、広報監の業務を補佐し、データベースの情報システム管理者として所要の事務を行う。

3 さいたま市広報推進責任者設置要綱（平成13年8月28日決裁）第1条の規定により置かれる広報推進責任者は、データベースの運用に関し、所管事務の範囲内において進行管理を行う。ただし、広報推進責任者を置かない局・区においては、局・区長が指名した職員（以下、「指定推進責任者」という。）がその役割を行う。

4 さいたま市事務専決規程（平成15年3月31日訓令第8号）第2条第11号に規定する課長（以下単に「課長」という。）は、データベースの運用に関し、所管事務の範囲内において進行管理を行うとともに、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

（閲覧権限者及び閲覧の範囲）

第5条 データベースの閲覧権限者及び閲覧範囲は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する閲覧権限者及び閲覧範囲のデータベースにおける設定は、広聴課長が行う。

3 課長は、前項の規定により設定された閲覧権限者又は閲覧範囲の変更が必要となったときは、人事異動に伴う場合を除き、広聴課長に依頼する。

（受付担当課の事務）

第6条 受付担当課は、市民の声を受け付けたときは、速やかにデータベースに登録する。ただし、受け付けた市民の声が受付担当課の所管外の事務に係るものである場合又は一部所管外の事務を含む場合は、関係課が協議し、受付担当課及び回答担当課を決定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、わたしの提案は、広聴課が受付担当課となる。

（登録対象外）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、寄せられた市民の声が陳情・要望又は所管課受付対応に該当する場合で次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民の声は、登録対象外とすることができる。

- (1) 即時に対応が完了したもの
- (2) 政策形成の過程で市民意見の聴取を行ったもの
- (3) 他の制度により対応が完了するもの
- (4) 市政や区政に関する内容でないもの
- (5) 発意者と市との間で係争中又は同案件について判決があったもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、受付担当課長が登録不要と判断したもの

（回答担当課の事務）

第8条 回答担当課は、回答内容をデータベースに登録し、回答を行う。ただし、回答しないこととしたときは、その理由等をデータベースに登録する。

2 回答担当課は、回答日の翌日を起算日として90日及び365日後の市政反映状況をデータベースに登録する。

（相互連携）

第9条 受付担当課と回答担当課とが異なるときは、相互に連絡を行い、処理が円滑に進むよう努めなければならない。

2 同一の案件に対し、回答担当課が複数あるときは、関係課で協議して回答の主管課を定め、

回答を取りまとめて行うことができる。

- 3 対話集会等による陳情・要望は、第6条及び第8条の規定にかかわらず、広聴課が受付担当課と連携しデータベースに一括して登録することができる。

(決裁)

第10条 受付担当課及び回答担当課は、必要に応じ、電子文書管理システムにより決裁を行う。

この場合において、決裁区分はさいたま市事務専決規程（平成15年3月31日訓令第8号）による。

(進捗公開)

第11条 受付担当課及び回答担当課は、寄せられた市民の声の対応状況（タウンミーティング、市民意識調査等、子ども・若者の提案及び第9条第3項の規定により一括して登録した陳情・要望に係る対応状況を除く。）の進捗公開を行う。

(庁内公開)

第12条 回答担当課は、回答が完了した市民の声の庁内公開を行う。

(市民公開)

第13条 回答が完了した市民の声（タウンミーティング、市民意識調査等、陳情・要望、及び子ども・若者の提案を除く。）は、提案と回答の要旨及び市政反映状況の市民公開を行う。

2 前項のうちわたしの提案は、広聴課が市民公開を行う。

3 第1項のうち所管課受付対応は、回答担当課が市民公開を行う。

4 回答担当課は、第8条第2項で登録した所管課受付対応、及びわたしの提案の市政反映状況の市民公開を行う。

5 市民公開の期間は、前3項の公開日のうち最も遅い日の翌日を起算日として365日間とする。

第14条 削除

(非公開の基準)

第15条 第11条から第13条までの規定にかかわらず、市民の声が次に掲げる場合に該当するときは、原則として進捗公開、庁内公開及び市民公開は行わない。

(1) 内容から個人が類推され、又は特定されるおそれがある場合

(2) 発意者から公開しない旨の申出があった場合

(3) 誹謗し、若しくは中傷する内容、営利を目的とする内容又は公序良俗に反する内容を含んでいる場合

(4) 同一の発意者から同一の趣旨で複数回寄せられた案件で、既に公開済みの場合

(5) 回答しない場合又は回答が発意者に到達しなかった場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受付担当課長又は回答担当課長が公開しないと決定した場合

2 前項の規定にかかわらず、市長への提案制度「わたしの提案」処理要領第2条第8項の規定により回答の方向性を作成したわたしの提案が、前項各号に掲げる場合のうち第5号のみに該当するときは、庁内公開を行う。

(反映状況の確認)

第16条 広聴課は、市民の声に対する回答後の対応状況を把握するため、市政への反映状況の

確認を行うことができる。

(発意者の個人情報に関する項目の削除)

第17条 広聴課は、データベースに登録された市民の声について、当該市民の声を受け付けた日の属する年度の翌年度の4月1日から5年を経過した後、データベースから発意者の個人情報に関する項目の削除を行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広聴課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第12条の改正(同条を第13条とする改正を除く。)は、平成27年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 陳情・要望等及び所管課受付対応は、この要綱の施行の日から平成26年12月31日までの間は、この要綱による改正後の要綱第11条の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月20日から施行する。

別表 閲覧権限者及び閲覧の範囲

閲覧者	閲覧範囲	閲覧項目
市長	全て	全て
市長公室を担任する副市長		
市長公室を担任しない副市長	さいたま市副市長事務分担規程(平成24年さいたま市訓令第12号)で定める分担事務に係る案件	閲覧範囲に係る全ての項目
広報推進責任者及び指定推進責任者	広報推進責任者及び指定推進責任者としての所管事務に係る案件	
受付担当課 (市長及び副市長を除き当該受付担当課の上位職を含む。)	受付担当課としてシステム登録した案件	
回答担当課 (市長及び副市長を除き当該回答担当課の上位職を含む。)	回答担当課としてシステム登録した案件	
市長公室長、運用責任者及び運用責任補助者	全て	全て

さいたま市タウンミーティング運営要領

平成22年6月30日

市長公室 広聴課

(目的)

第1条 この要領は、さいたま市タウンミーティングの円滑な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 タウンミーティングの開催については、別に定める実施概要のとおり行う。

(参加者の心得)

第3条 参加者は、タウンミーティングを円滑に進めるために、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場において、大きな声を出したり、みだりに席を離れることなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 会場において、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、通話はしないこと。
- (3) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影及び録音等をしないこと。
- (5) その他、タウンミーティングの円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。
- (6) その他、係員の指示に従うこと。

2 参加者が前項の規定を守らないときは、係員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴者)

第4条 傍聴を希望する者は、受付で、氏名と住所を記入し、係員の指示に従い会場に入場するものとする。

2 傍聴の受付は、開催予定時刻30分前から開催予定時刻までの間、先着順に行い、定員になり次第受付を終了するものとする。なお、同着により定員を超えるときは、同着となった者で抽選を行い傍聴者を決定する。

(傍聴者の定員)

第5条 傍聴人の定員は、当日の参加者人数の定員数を4で除した数を超えない人数とする。なお、会場の広さ等により、定員を減じることができる。

(傍聴者の心得)

第6条 傍聴者は、タウンミーティングを円滑に進めるために、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場において、大きな声を出したり、みだりに傍聴席を離れることなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (2) 会場において、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、通話はしないこと。
 - (3) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
 - (4) 会場において、撮影及び録音等をしないこと。
 - (5) その他、タウンミーティングの円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。
 - (6) その他、係員の指示に従うこと。
- 2 傍聴者が前項の規定を守らないときは、係員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(報道関係者の撮影および録音等の許可)

- 第7条 報道関係者は、取材等のためにタウンミーティングの撮影及び録音等をしようとするときは、あらかじめ市の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により許可を受けた者は、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(その他)

- 第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は広聴課長が定めるものとする。

附 則

この要領は平成22年6月30日から施行する。

この要領は平成24年5月9日から施行する。

この要領は令和3年6月21日から施行する。

さいたま市市民参加型意見共有デジタルプラットフォーム事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、さいたま市（以下「市」という。）が市民の市政への参画と、市民の声の反映の促進のために実施する「市民参加型意見共有デジタルプラットフォーム事業」の必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加型意見共有デジタルプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）
市民等が投稿した意見を公開するためのウェブ上のプラットフォームをいう。
- (2) 市民等 プラットフォームに投稿することができる個人（市内に在住、在勤又は在学している者）及び団体（主に市内に在住、在勤又は在学している者で構成されている団体）をいう。ただし、テーマに応じて、市外在住者等を含むことができる。
- (3) プラットフォーム運営事業者（以下「運営事業者」という。） 市がプラットフォームの運営を委託した事業者をいう。
- (4) テーマ 意見の投稿を求める案件をいう。
- (5) 投稿 市民等及び市が、プラットフォームに意見を投稿することをいう。
- (6) 公開 運営事業者が、プラットフォームで投稿された意見を閲覧できる状態にすることをいう。

（プラットフォームの愛称）

第3条 プラットフォームの愛称は、「さいたま市デジタル意見ひろば」とする。

（意見の募集）

第4条 市は、意見を募集する前に、テーマ、投稿できる者及び募集の期間を定め、テーマを解説する資料とともに運営事業者に通知する。

- 2 運営事業者は、プラットフォームで意見を募集するために必要な措置を講じる。
- 3 市は、意見の募集に係る広報に努める。

（意見の投稿及び公開）

第5条 市民等は、次の各号に該当する投稿をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する投稿
- (2) 他者に対する誹謗中傷の投稿
- (3) 個人情報を含む投稿
- (4) 著作権や知的財産権を侵害する投稿

(5) 差別的又は偏見を助長する投稿

(6) その他、運営事業者が不適切と判断する投稿

2 運営事業者は、投稿の審査を行い、前項に該当する場合を除いて速やかに公開する。

3 市は、必要があるときは市の考え方を投稿する。

(知的財産権)

第6条 市及び市民等は、第三者の知的財産権を侵害する投稿をしてはならない。

2 プラットフォームで投稿された意見は、投稿した者による権利化がなされない限り、共有財産（パブリックドメイン）として、第三者が無償で自由に利用することができる。

3 投稿した者は、プラットフォームで投稿した意見に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

(市政への反映)

第7条 市は、市政への意見の反映に努める。

2 市は、意見及び市政への反映状況を市公式ホームページ等に公開する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は広報監が別に定める。

附則

この要領は、令和7年6月17日より施行する。

さいたま市パブリック・コメント制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関し必要な事項を定め、市政への市民の参画を促すとともに、市民と行政との協働による透明性の高い公正な市政運営に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「パブリック・コメント制度」とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民等の意見及び意見に対する実施機関の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる制度をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長その他の執行機関及びさいたま市附属機関等に関する要綱に定義する附属機関及び協議会等（以下、「審議会等」という。）をいう。

（対象）

第3条 パブリック・コメント制度の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 市の基本計画、実施計画及び各行政分野における基本的な方針、計画の策定又は変更
- （2） 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- （3） 市民等に義務を課し又は権利を制限する条例の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- （4） 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則及び行政指導の指針の制定又は改廃

- (5) 大規模な公共事業及び主要な公共施設の基本計画の策定又は変更
- (6) 市の基本的な方向を定める憲章、宣言の制定又は改廃
- (7) その他実施機関が特に必要と認めるもの

2 次に掲げるものについては、この要綱を適用しない。

- (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
- (2) 裁量の余地のないもの
- (3) 法令に意見聴取手続等が定められているもの
- (4) 相互に密接な関係を有する複数の政策等で、一方でパブリック・コメントを実施しているもの

(案の公表)

第4条 実施機関は、政策等の策定に当たっては、適切な時期に政策等の案（以下「案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、案の公表に際し、次に掲げる関連資料を併せて公表するよう努めるものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 案を立案するに当たって整理した考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が案を理解するために必要な資料

(公表の方法)

第5条 実施機関は、案及び関連資料を各区役所の情報公開コーナーに備え付けるとともに、市のホームページに掲載するものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じて次に掲げる方法を活用し市民等への周知を図るよう努めるものとする。

- (1) 市報さいたまへの掲載
- (2) 報道機関への発表
- (3) 市公式SNSでの情報発信

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(意見の提出)

第6条 実施機関は、市民等からの意見提出の利便を図るため、提出期間及び提出方法を、案を公表する際に明示するものとする。

2 意見の提出期間は、市民等が意見を提出するために必要な時間を考慮し、原則として1か月以上とするよう努めるものとする。

3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、インターネットを利用する方法とし、その他実施機関が適当と認める方法とする。

4 市民等が意見を提出する場合には、住所、氏名及び連絡先を記載するものとする。

(意見の処理)

第7条 実施機関は、市民等から提出された意見を十分に検討のうえ、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行った政策等、市民等から提出された意見の概要及び意見の概要に対する実施機関の考え方を公表する。なお、提出された意見を検討した結果、案を修正した場合には、修正した内容及びその理由を公表するものとする。

3 前項の公表の方法については、第5条の規定を準用する。

(手続きの特例)

第8条 審議会等は他の市民参加手続きの方法により実施することが適当であると認められるときは、パブリック・コメントに代えて他の市民参加手続きを実施することができる。

2 審議会等がパブリック・コメント又は前項の手続きを実施して提出した答申、報告書に基づいて市長その他の執行機関が政策等の策定を行うときは、この要綱に定める手続きの全部又は一部を実施しないことができる。

(要綱の見直し)

第9条 この要綱は、市民意識及び社会状況の変化、運用状況、実施の効果等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の要綱は、平成20年4月1日以後に政策等の策定・改廃を行うものから適用し、同日前に政策等の形成過程にあるものについては、なお、従前の要綱による。

市民の声モニター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、無作為抽出の手法を取り入れ、多くの潜在的な市民の意向を把握するほか、広く市民の意向を把握して事業に生かすため、市民の声モニター（以下「モニター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(モニターの資格要件)

第2条 モニターに応募する資格は、次に掲げる要件のすべてを満たす者（以下「登録対象者」という。）とする。

- (1) 市内在住の18歳以上の者
- (2) 市職員でない者

(モニターの募集)

第3条 モニターは、さいたま市民意識調査を通じて無作為抽出された者を含め広く市民から募集する。

(登録申込み)

第4条 登録対象者は、モニターの登録を希望するときには、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機と、申込をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電気計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法をいう。）により広聴課長に申込みをするものとする。

2 登録対象者は、前項の規定による申込みをする場合には、広聴課長に登録対象者に関する次の事項を届け出るものとする。

- (1) モニターの登録を希望する旨
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 連絡先のEメールアドレス
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長が必要と認める事項

(モニター登録)

第5条 広聴課長は、前条の規定による申込みがあった場合には、登録対象者から届出を受けた情報をもとに市民の声モニターリストを作成し、全てモニターとして登録するものとする。

(登録期間及び登録の更新)

第6条 モニターの登録期間は、登録が完了した日から、登録が完了した日の属する年度の翌々年度の3月末日までとする。

2 モニターから登録期間更新の申出があった場合は、更新を認めるものとする。

(登録の取消し)

第7条 広聴課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該モニターの登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を欠いたとき
- (2) 登録された住所、電子メールアドレスのいずれにも送付物が到着しなくなったとき
- (3) モニターから登録の取消しの申出があったとき
- (4) モニターとしてふさわしくない行為があったとき

(謝礼)

第8条 モニターとしての謝礼は支払わない。

(モニターの利用)

第9条 課所等は、広聴機能の充実を目指し、市が主催するタウンミーティング、審議会、委員会、シンポジウム、ワークショップ、講演会及び講座等（以下「講座等」という。）に参加を呼びかけ、今後の事業に市民の意見を取り入れるために、モニターを利用することができる。

- 2 モニターには、市が実施するパブリック・コメントにおいて、意見を求めるための計画案等を送付することができる。
- 3 モニターには、市が実施するアンケート調査の調査票等を送付することができる。
- 4 モニターには、市政への理解を深め、意見を述べやすくするために必要な市政に関する情報を送付することができる。
- 5 個人情報保護のために、前各項に掲げる事項以外の目的にモニターを利用してはならない。

(モニターの利用及び報告)

第10条 課所等の長は、前条第1項から第4項までの規定によりモニターを利用しようとするときは、市民の声モニター利用申請書（様式第1号）により広聴課長へ申請しなければならない。

- 2 課所等の長は、モニターを利用したときは、市民の声モニター利用報告書（様式第2号）により広聴課長へ報告するものとする。

- 3 課所等の長は、モニターが講座等に参加する場合には、アンケート調査を実施し、今後の事業に市民の意見を反映するものとする。ただし、課所等の長が、別の方法により参加者から意見の聴取を行うときは、この限りではない。

(モニターへの案内情報等の送付)

第11条 課所等が、郵送によりモニターに講座等の案内情報、パブリック・コメントの計画案等、アンケート調査の調査票等又は市政に関する情報の送付を希望する場合には、広聴課がモニターの宛名を打ち出し、課所等に渡すものとする。

- 2 課所等が、Eメールによりモニターに講座等の案内情報、パブリック・コメントの計画案等、アンケート調査の調査票等又は市政に関する情報の送付を希望する場合には、課所等から当該データを広聴課が預かり、広聴課が送信するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、広報監が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

市民の声モニター利用申請書

年 月 日

広聴課長 宛

〇〇〇〇課（所・室）長

下記の目的により市民の声モニターの利用を申請します。

記

1. 利用目的

2. 抽出条件

3. 担当者

課（所・室）名 _____

氏名 _____

電話（直通・内線） _____

様式第2号（第10条関係）

市民の声モニター利用報告書

年 月 日

広聴課長 宛

〇〇〇〇課（所・室）長

市民の声モニターの利用について、下記のとおり報告します。

記

1. 講座等の名称

2. 利用による効果

1. 今まで参加したことが無い方に参加していただいた。
2. 新たな視点で意見をいただくことができた。
3. その他（自由に記入してください）

--

3. 担当者

課（所・室）名 _____

氏名 _____

電話（直通・内線） _____

子ども・若者の提案制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、未来を担う子ども・若者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）から、市のまちづくりに関する提案を聴く機会を設けることにより、子ども・若者からの提案を市政に反映することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「子ども・若者の提案」とは、子ども・若者から第5条に規定する方法により市長に提出された、市が設定したテーマに関する提案等をいう。

(テーマの選定)

第3条 子ども・若者の提案に係るテーマは、庁内において募集したものの中から、関係所管課（教育課程指導課、子ども・青少年政策課、高校教育課等をいう。）と協議し、広聴課長が選定する。

(実施概要)

第4条 広聴課長は、子ども・若者の提案の実施に当たり、テーマ、募集期間等を定める実施概要を作成する。

(提出方法)

第5条 子ども・若者の提案は、市内の学校に配置された専用封筒の郵送又は「さいたま市電子申請・届出サービス」により行うものとする。ただし、広聴課長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(受付)

第6条 子ども・若者の提案は、広聴課において受け付ける。

(市の方針)

第7条 第3条の規定により設定したテーマの所管課は、前条の規定により受け付けられた子ども・若者の提案を十分に検討の上、その概要に対する市の方針を作成するものとする。

(公表方法)

第8条 広聴課長は、受け付けた子ども・若者の提案の概要及び前条の規定により作成した市の方針を取りまとめ、各区役所情報公開コーナー及び市ホームページで公表する。

2 前項の規定にかかわらず、受け付けた子ども・若者の提案が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として公表しないものとする。

- (1) 企業等の営利を目的とするもの
- (2) 提案の趣旨が不明確なもの
- (3) テーマから逸脱した内容のもの
- (4) 子ども・若者以外から提出されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又はテーマの所管課長が公表不要と判断したもの

(市長への報告)

第9条 広聴課長は、前条第1項の規定により公表する提案の概要及び市の方針を市長に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広聴課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

市民の声 ―令和 7 年度広聴年報―

令和 8 年 9 月発行

発行・編集 さいたま市 市長公室

秘書広報部 広聴課

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

電 話 048-829-1931

F A X 048-825-0665

メー ル kocho@city.saitama.lg.jp